

## (附表) 「知的財産推進計画2016」(案) 工程表

項目 番号	2016本文 掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
					2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
<b>第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進</b>								
<b>1-1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築</b>								
1	○	イノベーション促進に向けた権利制限規定等の検討	デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用への対応の必要性に鑑み、新たなイノベーションへの柔軟な対応と日本発の魅力的なコンテンツの継続的創出に資する観点から、柔軟性のある権利制限規定について、次期通常国会への法案提出を視野に、その効果と影響を含め具体的に検討し、必要な措置を講ずる。また、柔軟性のある権利制限規定に関連して、予見可能性の向上等の観点から、対象とする行為等に関するガイドラインの策定等を含め、法の適切な運用を図るための方策について検討を行う。(短期・中期)	文部科学省	デジタル・ネットワーク時代に対応した柔軟な権利制限規定等の在り方について、事業者等から示された著作物等の利用ニーズも踏まえつつ、権利保護と活用促進のバランスがとれたものとなるよう、制度がもたらす効果や影響を考慮しながら、文化審議会著作権分科会等において具体的に検討。	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。		
2	○		サイバーセキュリティに関連する産業の発展に向け、著作権法におけるセキュリティ目的のリバースエンジニアリングに関する適法性の明確化について、制度的な対応の可能性も含め具体的な検討を行う。(短期・中期)	文部科学省	著作権法におけるセキュリティ目的のリバースエンジニアリングに関する適法性の明確化について、具体的な措置を含め検討。	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。		

3	○	著作権者不明等の場合の裁定制度の更なる改善	権利者不明著作物等の利用を円滑化するため、著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託について、一定の場合に後払いを可能とすること等の見直しについて内容を検討し、次期通常国会への法案提出を視野に、必要な措置を講ずる。また、利用者による権利者探索コスト低減のための民間団体の取組に対する支援の在り方について2016年度中に検討を行い、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省	著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託の在り方について具体的に検討。また、裁定制度における権利者検索コストを軽減するため、民間団体の取組にどのような支援が可能かなどについて検討。	左記の検討を踏まえ、必要な措置を実施。
4	○	円滑なライセンス体制の整備・構築	権利者不明著作物等のほか、著作権管理団体が管理していない著作物を含めて、大量に著作物を利用する場合への対応の観点から、拡大集中許諾制度の導入について、我が国における集中管理の状況や実施ニーズ、法的正当性、実施する団体及び対価の在り方等に係る課題を踏まえ、検討を進める。(短期・中期)	文部科学省	拡大集中許諾制度の導入について、法的正当性や実施ニーズ、我が国における集中管理の状況等を踏まえ、課題の整理を行うとともに、必要な措置を検討。	左記の検討を踏まえ、必要な措置を実施。
			権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの整備を官民が連携して分野ごとに進めていく。(短期・中期)	文部科学省	著作物等の権利情報を集約したデータベースの構築に向けて、データベースの機能や集約する権利情報の範囲、運営体制等に係る検討等を官民連携して実施。	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。
			集中管理による契約スキームやワンストップ窓口となる「音楽集中管理センター」(仮称)等、民間におけるライセンスのための環境の整備・構築に係る取組に対して、その具体化に向け、必要な支援を行う。(短期・中期)	経済産業省	コンテンツのローカライズ・プロモーション支援を実施し、これらの支援を受けたコンテンツの権利情報の集約化等を通じて権利許諾が円滑に行われる環境を整備。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
文部科学省	円滑なライセンス環境の整備・構築に向け、権利の集中管理等、契約処理のスキームを発展させるための民間における取組が促進されるよう、必要に応じ支援。	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。				

5	○	持続的なコンテンツ再生産につながるための環境整備	クリエイターへ適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について、文化審議会において検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省	関係府省と連携しながら、クリエイターへの適切な対価の還元という観点から、私的録音録画補償金制度について、文化審議会著作権分科会において引き続き制度の見直しを行うとともに、必要に応じて当該制度に代わる新たな仕組みの導入を含めて検討。	左記の検討を踏まえ、必要な措置を実施。
				経済産業省	クリエイターへの対価還元がなされ、コンテンツの再生産につながるサイクルを生み出すための方策について、諸外国における類似制度の状況や関係団体等の意見を踏まえた上で、関係府省と連携しながら検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
6	○	教育の情報化の推進	デジタル化した教材の円滑な利活用やオンデマンド講座等のインターネットを活用した教育における著作権制度及びライセンス体制に関する課題について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省	デジタル化した教材の円滑な利活用やオンデマンド講座等のインターネットを活用した教育における著作権制度及びライセンス体制等に関する課題について、文化審議会著作権分科会等において検討。	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。
			デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度の在り方について、2016年中に導入に向けた検討を行い、結論を得て、必要な措置を講じる。当該検討を踏まえつつ、関連する著作権制度等の在り方についても併せて検討を行い、速やかに結論を得る。(短期・中期)	文部科学省	デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度の在り方について、有識者会議において専門的な検討を行い、2016年中に取りまとめ。当該検討を踏まえつつ、関連する著作権制度等の在り方について文化審議会著作権分科会等において検討。	左記の取りまとめを踏まえ、必要な取組を実施。
			教育現場においてICTを利用するに当たり、学校間、学校・家庭が連携した新たな学びを推進するための指導方法の開発、端末やシステムの設置にかかるコスト、教材・学習履歴の保存・活用の在り方等の課題の解決に資するため、クラウド技術等を活用した実証研究を引き続き実施する。(短期・中期)	文部科学省	クラウド技術の活用による、学校間、学校と家庭が連携した指導方法や、教材・指導実践事例等の共有などに資する研究を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置等について継続的に検討。
				総務省	教育分野におけるICT利活用を促進するため、クラウド等の最先端の情報通信技術を活用した教育ICTシステムの実証研究を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置等について継続的に検討。

7	電子書籍の本格的な普及促進	オープン型電子出版環境を実現するため、電子書籍交換フォーマットの標準化や国内外への普及促進を図る。また、電子出版のプラットフォームとなる次世代ブラウザに関して、縦書き文化の継承と世界への日本文化の発信を進めるべく、日本語に対応した縦書きレイアウトの国際標準化活動への参画などの取組に対する支援を行う。加えて、電子書籍に高精度の音声読み上げ機能を付与するなど、視覚障害者・高齢者等が容易に出版物にアクセスすることができる環境を整備する。(短期・中期)	総務省	次世代ブラウザにおける縦書きテキストレイアウトやルビなど日本語特有の表現に関連する仕様の国際標準化の推進及び普及促進を図る。 また、情報アクセシビリティに配慮した電子書籍の規格標準化等の推進や普及促進のための仕組み作り等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
			経済産業省	関係府省・関係団体と連携し、電子書籍交換フォーマットのJIS化を進めるなど標準化や普及促進を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
8	インターネットにおけるコンテンツの自由な利用の促進	クラウドネットワーク、ソーシャルサービスといったメディアの進展、ユーザーが作成するユーザー・ジェネレイテッド・コンテンツの拡大などを踏まえ、インターネットを活用したユーザーが作り出す新たなコンテンツの創造と自由な利用の促進を図る観点から、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスといったパブリックライセンスの普及などについて検討を行い、非営利目的での利用のみならず産業利用も含めたコンテンツ利用の促進に必要な措置を講じる。(短期)	文部科学省	「意思表示システムの在り方に関する調査研究」の結果などを踏まえ、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスといったパブリックライセンスについて、広報等普及のための取組を実施。	

9	○	人工知能によって自律的に生成される創作物・3Dデータ・ビッグデータ時代のデータベース等に対応した知財システムの検討	AI創作物や3Dデータ、創作性を認めにくいデータベース等の新しい情報財について、例えば市場に提供されることで生じた価値などに注目しつつ、知財保護の必要性や在り方について、具体的な検討を行う。(短期・中期)	経済産業省	AI創作物や3Dデータに対する産業財産権としての保護の必要性について、調査研究を実施。	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。
				内閣府	データ利活用の一層の促進のため、データベースの知的財産保護の在り方と、それに対応する制度の在り方を検討。	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施。
				関係府省	AI創作物について、人工知能技術の進展やAI創作物の実用化・具体的な事例の状況等を踏まえ、知財保護の必要性や在り方について具体的に検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を実施。
				内閣府	現行の知財制度では権利の対象となっていないAI創作物など新しい情報財と知財制度の関係について、国際的な議論を惹起する観点から、我が国における検討状況の海外発信に努める。(短期・中期)	次世代知財システム検討委員会の報告書の翻訳版を作成するとともに、海外出張の機会等において情報発信を適宜実施。
10	○	データの共有・利活用に関する環境整備	個人に関するデータも含め、多種多様なデータを社会全体で有効に共有し、活用する環境を整備する必要性に鑑み、データ流通の効用に対する社会意識の醸成、企業等におけるオープンデータのような取組の一定の範囲内での促進、個人が自らの意思で本人のデータを蓄積・管理し活用するための仕組み等について検討を行う。(短期・中期)	内閣官房	円滑なデータ流通環境の整備に向け、データの取得・提供に関する風評リスクとその解決方法について参考となるユースケースの収集・分析や、個人が自らの意思で本人のデータを蓄積・管理、活用するための仕組みの在り方等について、技術面、制度面の動向等を踏まえつつ検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を実施。
			関係府省			
			データ集積等における優位性が固定化される可能性が懸念されるプラットフォームなどオンライン関連事業について、競争環境の実態把握を進める。(短期)	公正取引委員会	オンライン関連事業者に関する共同ヒアリング調査を実施。	
経済産業省						

11	○	オープンサイエンスに対応する知財システムの検討	<p>公的研究資金による研究成果や研究データのオープン化と利活用を促進するため、データの著作権の考え方、データ共有に係る契約の在り方やインセンティブの提供などについて具体的な検討を行う。(短期・中期)</p>	<p>内閣府</p>	<p>昨年度の「オープンサイエンス推進に関するフォローアップ検討会」における有識者や関係機関による議論を踏まえ、本年度も、同検討会において、有識者や関係機関を交え、国際動向を踏まえたデータの著作権の考え方、データ共有に係る契約の在り方やインセンティブの提供などに関する議題等について議論。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
			<p>関係府省</p>			
			<p>公的研究資金による研究成果のうち、論文のエビデンスとしての研究データ及び当該データを格納するデータベース構築と情報サービス提供に向けた考え方について、オープンサイエンス推進に係る我が国の取組や国際的な動向等を踏まえつつ引き続き検討を行う。(短期・中期)</p>	<p>内閣府</p>	<p>昨年度の「オープンサイエンス推進に関するフォローアップ検討会」における有識者や関係機関による議論を踏まえ、本年度も、同検討会において、有識者や関係機関を交え、国際動向を踏まえたデータの著作権の考え方、データ共有に係る契約の在り方やインセンティブの提供などに関する議題等について議論。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
<p>関係府省</p>						
			<p>研究データの再利用による研究リソースを最大化するため、研究データシェアリングのプラットフォーム構築について検討を進める。(短期・中期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>研究データシェアリングのプラットフォームの構築及び効果的な運用に必要な技術的・制度的な整備について検討。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>
12	○	産業構造の変化に対応した産業財産権制度等の構築	<p>IoT・ビッグデータ・人工知能などに代表される第4次産業革命時代において、グローバルなイノベーションの創出につなげていくための産業財産権制度等の在るべき姿を総合的に検討する。(短期・中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>IoT等による産業構造変化やそれに伴う企業の特許戦略の変化などの動向を踏まえて、産業財産権システムの在り方等について、外部有識者による委員会を設置するなどして検討。</p>	<p>左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>

13	○	デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策	リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、対応すべき行為の範囲等、法制面での対応を含め具体的な検討を進める。(短期・中期)	文部科学省	リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、リーチサイトによる侵害の実態等も踏まえ、法制面での対応を含め検討。	左記の取りまとめを踏まえ、必要な取組を実施。	
			オンライン広告対策に関し実態調査を行うとともに、それを踏まえつつ、悪質な知財侵害サイトに対するオンライン広告への対応方策について具体的な検討を進める。(短期・中期)	経済産業省	オンライン広告に関する実態調査を実施するとともに、必要に応じて、悪質な知財侵害サイトに対するオンライン広告への対応方策について具体的に検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
			インターネット上の知財侵害に対する諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況の把握等を通じ、その効果や影響を含めて引き続き検討を行う。(短期・中期)	内閣府	インターネット上の知財侵害に対する諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況について調査研究等を通じて実態を把握し、我が国に導入した際の効果や影響を含めて検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を実施。	
				関係府省			
			ネットワーク関連発明について、海外に置かれたサーバーから我が国ユーザーを対象にサービスが提供される場合等の国境を跨いで構成される侵害行為における知財の適切な保護の在り方について、調査研究を行う。(短期)	経済産業省	ネットワーク関連発明における、国境を跨いで構成される侵害行為に対する適切な権利保護の在り方について、外部有識者による委員会を組織するなどして検討を行う調査研究を実施。	左記の調査研究の結果を踏まえ、必要な取組を実施。	
			インターネット上の知財侵害対策の実効性を高めるため、プラットフォームとの連携の促進に取り組む。(短期・中期)	総務省	インターネット上における不正コンテンツの流通抑止に向け、放送局、プラットフォーム等の関係者による今後の対応策を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			インターネット上の著作権侵害への対応に関する具体的な事例に即した実践的な権利者向けセミナーを新たに開始する。また、海賊版対策のための普及啓発活動や権利行使に資する情報の整理・提供に引き続き取り組む。(短期・中期)	文部科学省	インターネット上の海賊版対策に関する著作権者向けのセミナーを実施するとともに、侵害実態調査や、権利行使に資する情報の整理・提供に取り組む。また、海賊版対策のための普及・啓発活動を推進。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き、インターネット上の著作権侵害への対応に関する必要な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を実施。

14	インターネットを通じた知財侵害への対応	インターネットを利用する消費者への模倣品・海賊版被害の発生・拡大防止のため、消費者への注意喚起を行うほか、検索結果から違法サイトの表示抑止要請、模倣品・海賊版を扱うサイトにおいて広告出稿の抑止要請、銀行等と連携した決済処理対策、セキュリティソフト等を通じた注意喚起などの取組を行う。(短期・中期)	経済産業省	各国の取締機関やインターネット配信事業者などと連携し、海賊版の取締りやオンライン上の侵害コンテンツの削除を推進するとともに、オンライン侵害対策の強化に資する権利者とセキュリティソフト開発会社や課金事業者等との連携に向け、必要に応じて支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			消費者庁	海外著名ファッションブランドの権利者等と連携し、模倣品販売が確認されたサイト等の悪質な海外ウェブサイトの公表を推進。  模倣品販売に関する消費者トラブル等について、消費者に対して必要な情報を提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			内閣府	インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会(CIPP)等民間が実施するインターネット上の模倣品・海賊版対策について、関係府省と連携しつつ必要に応じた措置を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
			経済産業省	電子商取引等に関連する法令の解釈を示す「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」において、商標法や著作権法等の解釈に係る論点を含めた整備を行い、民間における適切なルール形成を支援。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
			総務省	インターネットサービスプロバイダと権利者等によるコンテンツ侵害対策に関する自主的な取組を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
			警察庁	ウイルス対策ソフト事業者等と連携し、海外の偽ブランド品販売サイトによる消費者被害の拡大防止に向けた取組を実施。	引き続き取組を実施。
			消費者庁	CIPP等民間が実施するインターネット上の模倣品・海賊版対策について、関係府省と連携しつつ必要に応じた措置を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

項目番号	2016本文掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
					2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
<b>1-2. オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進</b>								
15	○	産学共創プラットフォームによる共同研究推進	我が国のオープン・イノベーションを加速するため、産業界との協力の下、大学等が知的資産を総動員し、産学による技術・システム改革シナリオの共同作成、そのシナリオ実現に向けた活動・体制の企画、産学共同研究・人材育成を実施する。(短期・中期)	文部科学省	「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム」を実施することで、大学における知的資産マネジメントを強化するとともに、非競争領域における産学共同研究及び人材育成を推進。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。		
16	○	地域イノベーション・エコシステム形成プログラム	地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムを形成するため、地域の技術シーズの掘起しや域外からの優れた技術シーズの取込みを行い、地域中核企業等への事業計画の提案や地域中核企業等との共同研究の組成を行う事業プロデュースチームを地域大学に設置する。(短期・中期)	文部科学省	地域の成長に貢献しようとする地域大学に事業プロデュースチームを創設し、地域の競争力の源泉(コア技術等)を核に、地域内外の人材や技術を取り込み、事業化計画を策定し、地域の成長に資するプロジェクトを推進。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。		
17	○	ベンチャー創出支援強化	アントレプレナー教育を実施するとともに、基礎研究段階から技術シーズの用途仮説を構築し、顧客へのヒアリングを通じて用途仮説の検証を行うことにより、実用化への意識醸成を行い、起業や大学発新産業創出プログラム(START)等のイノベーション創出支援事業への移行を促進する。(短期・中期)	文部科学省	国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)の支援を受けて創出された技術シーズについて、研究代表者や若手研究者、事業化経験者や投資家からなるチームを編成し、そのチームにアントレプレナー教育等を実施した上で、技術シーズの用途仮説を立て、徹底した顧客ヒアリングを通じた用途仮説を検証。	左記の検討等を踏まえ、必要な取組を実施。		

18	○	橋渡し・事業化支援機能の整備	地域の技術シーズを活用して新規事業創出につなげるため、事業プロデューサーを地域に派遣し、地域の技術ニーズと技術シーズを掘り起こしつつ、金融機関、専門家等のネットワークを構築・活用しながら、事業プロデュース活動を実施する。(短期・中期)	経済産業省	「地方創生のための事業プロデューサー派遣事業」により、事業プロデューサーを地域に派遣し、地域の技術ニーズと技術シーズを掘り起こしつつ、地域のネットワークを構築・活用しながら、事業プロデュース活動を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	
			国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)のネットワークによって集積した全国の膨大な大学発シーズと、地域の企業ニーズとをマッチングプランナーが結び付け、共同研究から事業化までを支援する。(短期・中期)	文部科学省	国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が、目利き人材(マッチングプランナー)を派遣し、地域中小企業のニーズを掘り起こして、当該ニーズ解決のために最適な技術シーズを全国の大学等から見つけ出してマッチングさせ、共同研究から事業化を目指す段階まで支援。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。	
			支援人材の人脈等を活用して、地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取組を支援し、その成長に資するよう、大学、協力企業、金融機関等の外部リソースとのマッチングによる体制整備等を支援する。また、支援人材のノウハウ等を活用して、地域中核企業の更なる成長のため、新事業展開に向けた事業化戦略の立案/販路開拓等を支援する。(短期・中期)	経済産業省	「地域中核企業創出・支援事業」により、支援人材のノウハウや人脈等を活用し、地域の中堅・中小企業の中から、優れた技術等を有し地域経済を牽引する企業の発掘やパートナー企業や大学等との連携体制の構築、また、事業化戦略の立案や販路開拓等を支援。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。	
19	○	橋渡し・事業化支援人材の連携	事業プロデューサー、マッチングプランナーなどの橋渡し・事業化支援人材の知見を共有し、相互の連携を促す。(短期・中期)	内閣府	事業プロデューサー、マッチングプランナーなどの各省庁の事業を通じて派遣されている橋渡し・事業化支援人材の相互連携を促進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
			事業プロデューサー間で情報共有等を行う場	経済産業省	事業プロデューサー間で情報共有等を行う場に、マッチングプランナーなどの橋渡し・事業化支援人材の参加を要請。	引き続き、左記の取組を実施。	
			マッチングプランナーなどの橋渡し・事業化支援人材の相互の連携を推進。	文部科学省	マッチングプランナーなどの橋渡し・事業化支援人材の相互の連携を推進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	

20		知財人材によるコンサルティングを促進するための環境整備	中小・ベンチャー企業の知財マネジメントを経営の視点も含め総合的に支援するためのネットワークを構築すべく、研修の場などを通じて、弁理士と中小企業診断士との連携を強化する。(短期)	経済産業省	弁理士の継続研修の一つとして、中小企業診断士と連携した研修を実施し、弁理士に対する受講を促進するとともに、日本弁理士会と中小企業診断協会の協定に基づいて、地方支部間の覚書の締結を一層進める等更なる連携を推進。	
21	○	「知の集積と活用」における知財戦略の強化	農林水産分野の新たな産学連携研究を推進するための仕組みである「知の集積と活用」において、農林水産分野の新たなイノベーション創出や既存ビジネスの問題解決に向けて、適切な知財マネジメントを実施する。(短期・中期)	農林水産省	「知の集積と活用」においては、参加者間で秘密保持契約を交わすこと等により適切な情報管理を徹底し、研究開発の開始前に必要な知的財産の権利調整の方針を明確にしつつ研究開発に取り組むなど、参加者が事前に知的財産に関する情報の取扱いを十分に理解した上で、新たなビジネスモデルが効果的に創出されるように活動を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
22		大企業の取組の後押し	中小企業との知財ビジネスマッチングに積極的に取り組む大企業を後押しするため、知財功労賞等の表彰制度を活用するとともに、各地で行われている知財連携の好事例を共有する機会や手段を活用し、これらの取組を広く周知する。(短期・中期)	経済産業省	中小企業との知財ビジネスマッチングに積極的に取り組む大企業を後押しするため、知財連携により地域・中小企業の活性化を支援している大企業の取組について、各種媒体やイベント等を通じて広く周知するとともに、その取組を重点評価すべく、知財功労賞等の表彰制度を積極的に活用。	引き続き、左記の取組を実施。
			知財ビジネスマッチングをはじめとする中小企業と大企業との知財連携に関する取組の拡大に向けて、業界団体の協力の下、業界ごとの取組を促す。(短期・中期)	経済産業省	知財ビジネスマッチングなどの知財連携に関する取組事例を業界団体に紹介し、かつ、業界団体から会員企業に対して、知財マッチング等を通じた中小企業との連携について積極的に取り組むよう依頼。	引き続き、左記の取組を実施。
23		中小ものづくり革新のための知財活用基盤整備	地域の中小企業が、中核企業や大学・公設試等と連携した研究開発を行う場合に、中核企業と長期的なパートナー関係を築くため、技術流出を防止できる開発環境を構築する。(短期・中期)	経済産業省	中小企業の技術流出防止に配慮した開発環境構築を支援。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。

24		開放特許情報データベースの充実・活用	企業、大学、研究機関等の開放特許をインターネット上で一括して検索できる開放特許情報データベースを充実させるよう、企業、大学、研究機関等に開放特許の拡大を要請するとともに、同データベースと橋渡し・事業化支援人材との連携を図る。(短期・中期)	経済産業省	開放特許情報データベースの効果的な活用という観点から、開放特許の拡大に向けた適切な要請先及び橋渡し・事業化支援人材との連携について検討するとともに、必要に応じ、順次、開放特許の拡大の要請と橋渡し・事業化支援人材との連携を開始。	左記の検討・実施状況を踏まえ、必要に応じ、開放特許の拡大の要請とともに、橋渡し・事業化支援人材と連携。	引き続き、左記の取組を実施。	
25	○	大学の知財マネジメントの強化	大学全体の知財マネジメントの高度化・自律化を促進するため、知財戦略・知財活用方針の策定、技術移転活動を積極的に行っている大学に対して、重点的に出願支援等を行う。(短期・中期)	文部科学省	知財戦略・知財活用方針の策定、技術移転活動に対する各大学の取組強化を促進するとともに、これら取組を積極的に行っている大学に対して、重点的に出願支援等を実施。	引き続き、左記の取組を実施。		
26	○	一貫通貫の知財マネジメントの普及	マーケティングを実践し、研究開発段階から事業化段階までを一貫通貫で行う知財マネジメントの普及・発展を目指し、先進的な大学・TLO等と全国の大学等との連携強化の促進等を通じて、大学等において高度な知財マネジメントを実践できる体制強化を促進する。(短期・中期)	文部科学省	先進的な大学・TLO等と全国大学等との連携を強化するための仕組みの構築等を通じて、各大学等においてマーケティングを含めた一貫通貫の知財マネジメントを実践できる体制強化を促進。	引き続き、左記の取組を実施。		
27	○	産学連携機能評価による活動改善の促進	大学・TLOの産学連携活動の実態を踏まえて策定された「大学における産学連携活動マネジメントの手引き」(2016年3月)の普及により、各大学において自己の目標に応じた自主的な産学連携改善活動を行うことを促す。また、各大学・TLOから産学連携活動の評価指標に係るデータを原則一元的・継続的に収集・分析し、その結果についても各大学・TLOへのフィードバックを行う。(短期・中期)	経済産業省	大学・TLOが評価指標を活用してそれぞれの産学連携活動を自ら検証し、改善活動を行うことができるようにするための「大学における産学連携活動マネジメントの手引き」(2016年3月)の普及を図るとともに、評価指標に係るデータについては関係府省と協力しながら原則一元的・継続的に収集・分析。	引き続き、左記の取組を実施。		
				文部科学省	産学官連携活動に関するデータを関係府省と連携して一元的・継続的に収集し、各機関が自主的に分析し得る環境を醸成するとともに、一層の評価指標の活用促進に向けた取組を実施。	引き続き、左記の取組を実施。		

28	○	産学連携機能強化に向けた大学の内部評価力の強化	大学が産学連携機能における自らの強み・弱みを把握し、適切な戦略を策定して実行するために、客観的かつ定性的な情報に基づいて大学の産学連携活動に係るパフォーマンスの見える化を行い、大学自身による内部評価力を高めることで産学連携機能の強化を促進する。(短期・中期)	経済産業省	大学が産学連携機能における自らの強み・弱みを客観的かつ定性的な情報に基づいて把握し、適切な戦略を策定して実行できるように、大学自身による内部評価力を高め、産学連携機能の強化を促進するための取組を実施。併せて、大学関係者等の有識者で構成された検討委員会において、大学自身による内部評価の在り方について検討。	引き続き、左記の取組を実施。
29	○	大学における知財活用の推進	大学における事業化を見据えた産学連携プロジェクトに対し、知的財産の権利化等に関する支援や知財戦略の策定等の知財マネジメントの支援を充実する。(短期・中期)	経済産業省	大学における事業化を見据えた産学連携プロジェクトに対し、産学連携知的財産アドバイザーを派遣。	引き続き、左記の取組を実施。
30	○	共同研究成果取扱いの在り方	大学等と企業との共同研究契約における特許出願と契約の在り方の検討結果を関係者に周知し、本格的な産学官連携の実現に向けて、研究成果の柔軟な取扱いを含めた共同研究契約の実現を促進するとともに、経営レベルでの産と学の対話を通じて産学双方のパートナーシップを強化していく。(短期・中期)	文部科学省	大学と企業間での共同研究契約について、大学の知財活用の促進と個別状況に合わせた柔軟な対応の実現を促進するとともに、経営レベルでの産学の対話を実践することでパートナーシップ強化を促進。	引き続き、左記の取組を実施。
				経済産業省	大学等と企業との共同研究契約における特許出願と契約の在り方の検討結果を大学等の関係者に周知。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
31	○	概念実証に向けた支援策の整備	大学の研究成果を中小企業の事業化に結び付けるため、新たな研究アイデアの実現可能性を検証する概念実証(POC: Proof of Concept)の実施について支援する。(短期・中期)	文部科学省	国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が、目利き人材(マッチングプランナー)を派遣し、地域中小企業のニーズを掘り起こして、当該ニーズ解決のために最適な技術シーズを全国の大学等から見つけ出してマッチングさせ、共同研究から事業化を目指す段階まで支援する取組を実施。また、大学等の研究成果から、シーズ顕在化、実用性検証、製品化に向けた実証試験という各研究開発フェーズの特性に応じた支援を実施。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。

32	○	公的研究機関の知財・標準化戦略強化	優れた知財・標準化戦略の策定・実践を進めている公的研究機関(例えば国立研究開発法人産業技術総合研究所)等の取組を参考にしつつ、公的研究機関における知財・標準化戦略の在り方を検討し、必要な措置を講ずる。(短期)	内閣府	優れた知財戦略の策定・実践を進めている公的研究機関等の取組を参考にしつつ、公的研究機関における知財戦略の在り方の検討を促進。	引き続き、左記の取組を実施。	
				関係府省			
33	○	農林水産関係国立研究開発法人における知財戦略の強化	農林水産分野の研究開発の中核的な役割を担う国立研究開発法人の研究成果を効果的・効率的に事業化・商品化に結び付けるため、農業・食品産業技術総合研究機構などの農林水産関係国立研究開発法人において、2016年4月の法人統合を契機として人材育成も含めて知財マネジメントの強化を図る。(短期・中期)	農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構等の国立研究開発法人において、知財マネジメント体制の充実を図るため、知財マネジメントについて理解し活用できる実践人材の育成等を推進。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。	
34	○	国の研究開発プロジェクトの知財戦略強化	国の研究開発の成果を最大限事業化に結び付け、国富を最大化するため、日本版パイ・ドール制度の運用等について策定された「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(2015年5月 経済産業省)も参考にしつつ、引き続き、国の研究開発プロジェクトにおける知財マネジメントの在り方を検討し、必要な措置を講ずる。(短期)	内閣府	「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」を参考にしつつ、関係府省で研究開発プロジェクトにおける知財マネジメントの在り方を検討。	引き続き、左記の取組を実施。	
35	○	農林水産分野と異分野との連携協調における知財マネジメント	農林水産分野における地域活性化及び産業競争力強化を技術面から支援するため、事業化・商品化を意識した知財マネジメントの下、農林水産分野においてICTやロボット技術等の異分野との連携協調による研究開発を推進する。(短期・中期)	農林水産省	事業化・商品化を意識した知財マネジメントに取り組みつつ、ICTやロボット技術を組み合わせた新たな省力的な生産技術等、異分野との連携協調による研究開発を推進。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。	

36	○	社会システム分野や先端技術分野における国際標準化	第4次産業革命時代を見据え、今後の世界的な成長が期待され、経済波及効果が大きいIoT等の社会システム分野や我が国の優位性を発揮できるロボット等の先端技術分野について、他国に先んじて国際標準を獲得するため、研究開発段階からの一体的な標準化を推進するとともに、国立研究開発法人が有する知見等を活用して標準化推進体制を強化する。(短期・中期)	経済産業省	標準化の重要性について、引き続き企業経営者等への普及・啓発を実施するとともに、産業技術総合研究所を始めとする国立研究開発法人が国際標準化の取組を牽引することとし、その具体的な案件を特定するなど、国際標準化を推進する体制を政府主導で本年中に整備。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
37	○	中堅・中小企業等の標準化の推進	中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を推進するため、国内外の標準化事例やその意義、支援機関などについての周知を進める。(短期・中期)	経済産業省	「標準化活用支援パートナーシップ制度」におけるパートナー機関等と連携し、中堅・中小企業等向けの標準化に関する戦略的活用についてのセミナーを行い、標準化の意義や標準化の戦略的な活用事例を紹介するなど啓発活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			融合技術や先端技術に係る標準化に対応する「新市場創造型標準化制度」の活用や、自治体や産業支援機関、金融機関、認証機関等の幅広い関係者と連携して中堅・中小企業等の技術・製品の標準化を推進する「標準化活用支援パートナーシップ制度」の活用・拡充、地方創生推進交付金の活用などによる地域の優れた技術・製品が有する性能などの地域ぐるみの標準化の支援により、案件発掘から標準策定や認証取得に至るきめ細やかな支援体制を強化する。(短期・中期)	経済産業省	「新市場創造型標準化制度」、「標準化活用支援パートナーシップ制度」、地方創生推進交付金の活用等を通じて、地域における案件発掘・標準策定・活用支援を行うとともに、地域の有望企業の標準化案件を面的に発掘するため、パートナー機関を2016年末までに全国47都道府県に拡大。	左記の実施状況を踏まえ、更なるパートナー機関の活用・拡充など必要な取組を実施。

38	○	中堅・中小企業等の海外認証取得支援	中堅・中小企業等の海外展開に際して、現地規制への対応に必要な試験データ・認証の取得に関する支援を行うため、TPP協定を契機とした中堅・中小企業の海外展開支援を行う「新輸出大国コンソーシアム」への認証機関の参加や、試験・認証機関が独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)の相談窓口とも連携して行う個別相談への対応などを推進する。(短期・中期)	経済産業省	必要に応じて「新輸出大国コンソーシアム」の枠組も活用しつつ、試験・認証機関が独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)とも連携しながら海外認証制度の情報提供や海外認証取得に関する個別相談への対応等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
39	○	標準化を担う人材の量的・質的拡充	国際標準化のための国際会議において、国際幹事や議長を担える人材や、国際標準化実務の遂行能力に加え、交渉力とマネジメント力を備えた人材を育成するための若手人材の研修、標準化をビジネスツールとして戦略的に活用することができる人材を育成するための管理職、営業職等を対象とした人材育成プログラムを引き続き実施する。(短期・中期)	経済産業省	国際標準化機関(ISO/IEC)で国際幹事や議長等を担う専門人材を育成するため、若手を中心とする人材を対象としたヤングプロフェッショナル研修制度を引き続き実施。  事業・経営の一部として標準化戦略を企画・立案できる人材を育成するため、管理職、営業職等を対象とした人材育成プログラムを引き続き実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			企業が標準化をビジネスツールとして戦略的に活用するため、標準化に関する全社的な戦略の推進を担う最高標準化責任者 CSO (Chief Standardization Officer) の設置等、企業内体制の強化を促す。(短期・中期)	経済産業省	関係機関と連携し、企業経営層に対する説明会等を通じ、CSO設置や戦略的な標準化を全社的に活用する取組(事業戦略、研究開発戦略及び知財戦略と一体となって標準化戦略を進める社内体制の構築等)の働き掛けを実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			一般財団法人日本規格協会(JSA)と連携して、標準に関する資格制度の創設に向けた検討を開始する。(短期・中期)	経済産業省	一般財団法人日本規格協会(JSA)と連携して、標準に関する資格制度の創設に向けた検討を開始。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

40	○	第4次産業革命時代を見据えたIoTサービス等に関する国際標準化戦略の推進	膨大な数のIoT機器を迅速かつ効率的に接続する技術等の共通基盤技術の確立や実証等を推進するとともに、センサー等で集めた工場内のデータ等を共有・活用するスマート工場に関する先進システムの実証を2020年までに全国50か所で実施し、また、自動走行地図及び生活支援ロボットの安全規格について2016年度中に国際標準化提案を行うなど、第4次産業革命時代を見据えたIoTサービス、スマート工場、自動走行システム、ロボット等の分野において、産学官等が連携して国際標準化に対する取組を推進する。(短期・中期)	総務省	多様なIoTサービスを創出するため、膨大な数のIoT機器を迅速かつ効率的に接続する技術等の共通基盤技術の開発を行うとともに、産学官連携による推進体制の下、先進的な社会実証を実施し、国際標準化に向けた取組を強化。	引き続き、左記の取組を実施。	
				経済産業省	大規模データの収集・蓄積・処理技術の高度化等、IoTの進展等に必要な技術の確立とその活用を推進するとともに、スマート工場に関する先進システムの実証を開始し、また、自動走行地図及び生活支援ロボットの安全規格について2016年度中に国際標準化提案を行うなど第4次産業革命時代を見据えたIoTサービス、スマート工場、自動走行システム、ロボット等の分野において、産学官等が連携して国際標準化に対する取組を推進。	引き続き、左記の取組を実施。	引き続き左記の取組を実施。スマート工場については、ISO又はIECへの国際標準提案を実施。
41	○	食料産業分野における国際標準化戦略の推進	HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point(危害要因分析・重要管理点))に関する研修の実施など我が国におけるHACCP普及のための支援体制の充実を図るとともに、日本発の国際的に通用するHACCPをベースとする食品安全管理に関する規格や認証の仕組みの構築と、その国際規格化に向けた取組等について、官民が連携して推進する。(短期・中期)	農林水産省	運営主体において、食品安全管理に関する認証の仕組みの運営を開始。併せて認証の範囲の拡大を検討し、これを国際的に通用する認証としていくため支援。	引き続き、左記の取組を実施。	
42	○	伝統医療の国際標準化における取組	我が国の伝統医療の国際的な活用を見据え、伝統医療の国際標準化について、国際会議等において各国の取組を把握しつつ、標準作成等の研究を行うなど必要な対応策を講ずる。(短期・中期)	厚生労働省	伝統医療の国際標準化の各国の取組を国際会議において把握しつつ、標準作成等の研究を行うなど必要な対応策を講ずるとともに、必要な取組について検討。	引き続き、左記の取組を実施。	

43	○	秘密情報の保護ハンドブックの普及・啓発	秘密情報保護に関する包括的対策を示す「秘密情報の保護ハンドブック」が策定されたことを受け、産業界等への普及・啓発を実施する。(短期・中期)	経済産業省	秘密情報保護に関する包括的対策を産業界等へ周知するため、「秘密情報の保護ハンドブック」の普及・啓発を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
44	○	「大学における秘密情報の保護ハンドブック」の策定と普及	「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」を改廃し、大学が学生と雇用契約を締結する等によって企業等との共同研究で取り扱う秘密情報を適切に管理することを明記した「大学における秘密情報の保護ハンドブック」を作成し、その普及に取り組む。(短期・中期)	経済産業省	大学が学生と雇用契約を締結する等によって企業等との共同研究で取り扱う秘密情報を適切に管理できるようにするため、「大学における秘密情報の保護ハンドブック」を作成し、その普及に向けた取組を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
45	○	営業秘密管理のワンストップ支援の拡充	営業秘密管理を含む知財戦略の相談窓口及びポータルサイトにおいて、引き続きホームページ上での情報発信及び全国各地でのセミナー開催、eラーニングコンテンツの提供等、中小企業を念頭に置いた普及啓発を実施する。(短期・中期)	経済産業省	企業における総合的知財戦略の取組を支援するため、全国各地でのセミナーを開催するとともに、ポータルサイトにおける情報をより充実。	引き続き、企業における総合的知財戦略の取組に対する支援を着実に実施。
46	○	営業秘密情報の保管システムの構築	営業秘密流出事件等における営業秘密や先使用权の保有の立証を円滑にするための手段として、企業等において秘匿管理される技術ノウハウ等の電子文書に付されたタイムスタンプ情報を長期保管するシステムの開発を進め、2016年度内に完成させる。(短期・中期)	経済産業省	タイムスタンプ保管システムの開発において、年度内にシステム開発を含め準備を完了し、サービス提供を開始。	システムの利用促進を図りつつ、システムの運用を着実に実施。
47	○	官民連携の促進	官民の実務者間において、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対応策に関する情報交換を緊密に行う場として、「営業秘密官民フォーラム」を開催するとともに、普及・啓発のため、情報提供を行う。(短期・中期)	経済産業省	官民フォーラムを開催するとともに、普及・啓発のため、情報共有を実施。	引き続き、左記の取組を実施。

48	○	捜査当局等との連携	「営業秘密官民フォーラム」の開催等を通じ、経済産業省、警察庁・都道府県警察、公安調査庁、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)等の連携の強化を進め、産業界に対する意識啓発を実施する。(短期・中期)	経済産業省 警察庁 法務省	関係府省等と連携して「官民フォーラム」を引き続き開催し、意識啓発を図るとともに、都道府県警察等と連携し、全国でセミナーを開催するなど現場の事業所レベルでの技術窃取に対する抑止力を向上。 また、「営業秘密110番」における警察庁へのつなぎ機能を引き続き強化。	引き続き、左記の取組を実施。
49	○	営業秘密侵害品に係る水際措置導入	営業秘密侵害品に係る水際措置の導入について、2016年3月に関税定率法等の一部を改正する法律が成立したことを踏まえ、6月の施行に向け必要な措置を講ずる。(短期)	財務省 経済産業省	営業秘密侵害品に係る水際措置の導入について、2016年3月に関税定率法等の一部を改正する法律が成立したことを踏まえ、6月の施行に向け必要な措置を実施。	
50	○	総合知財戦略構築支援を可能とする人材育成	ビジネスモデル検討段階から訴訟対応等の権利行使段階までを視野に入れた上で、知的財産に関する法律的な知識や海外情報等も踏まえた事業戦略と連携した知財マネジメント戦略に関する知見を包括的に提供できる場の整備により、中小・ベンチャー企業において、特許・意匠・商標・ノウハウ等を考慮した、総合的な知財マネジメント構築を支援できる人材の育成を引き続き強化・実施する。(短期・中期)	経済産業省	事例を用いた実践的な研修プログラムの開発を進め、中小・ベンチャー企業において、総合的な知財マネジメント戦略の構築を支援できる人材を育成。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
51	○	世界を舞台に活躍できる知財人材等を育成するための場の整備	政府が中心となって世界を舞台に活躍できる知財人材を育成するため、企業の経営者等を対象とした知財人材育成プログラムを開発し、その活用を促進する。(短期・中期)	経済産業省	研修内容を見直すとともに、引き続き教材等を開発し、これらの教材等を用いた研修を実施。その後、本事業を通じて開発した教材等及び研修プログラムを完成。	左記の完成した教材等及び研修プログラムについて、民間セクターでの活用を促進。

項目番号	2016本文掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
					2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
<b>2-1. 知財教育・知財人材育成の充実</b>								
52	○	小中高等学校における知財教育の推進	次期学習指導要領の方向性に沿って、各学校において知的財産に関する資質・能力を育む中核的な教科を明確にする等した上で、創造性の涵養及び知的財産の保護・活用とその意義の理解の増進に向けた教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現を図る。(短期・中期)	文部科学省	創造性の涵養及び知的財産の意義の理解等に向けて、小中高等学校において、次期学習指導要領の方向性を踏まえ、発達段階に応じた系統的な知的財産に関する教育を推進。	引き続き、左記の取組を実施。		
			先進的な理数教育を実施する高等学校等に対し、今後は、大学や企業等の知見を活用しながら、原理や法則等の知識を実社会と関わり得る形にまで具現化することができる、「創造性の発展」を目指す、その資質・能力が将来的な知財の積極的活用・事業化へとつながる取組を併せて実施する。(短期・中期)	文部科学省	先進的な理数教育を実施する高等学校等をスーパーサイエンスハイスクールとして指定し、引き続き支援する中で、「創造性の発展」を目指した取組についても支援。	引き続き、左記の取組を実施。		

53	○	大学等における知財教育の推進	知的財産に関する科目の必修化を採用し、教育関係共同利用拠点にも認定された大学での取組の事例、あるいは先進的な取組を展開する高等専門学校の事例等を参考にしつつ、知的財産及び標準化に関する科目の開設等の自主的な取組を進めていくことを促す。(短期・中期)	文部科学省	知的財産教育に関して、全国の大学で活用できる質の高い体系的な研修カリキュラム・研修教材の開発及び研修会を実施する大学を、教育関係共同利用拠点として認定。 高等専門学校において導入を進めている「モデル・コア・カリキュラム」(本格実施に向けた取組を平成30年度までをめどに実施)に知財教育が位置付けられていることも踏まえ、先進事例を参考にしつつ、各高等専門学校において知財教育の自主的な取組を進めていくことを促進。	引き続き、左記の取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				経済産業省	先進的な取組を展開する工業高等専門学校の事例又は知的財産に関する科目の必修化を採用し、教育関係共同利用拠点にも認定された大学での取組等の知財教育の事例を適宜収集し、良い事例について大学等に周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			大学等の教員養成学部において、小中高等学校において創造性の涵養や知財の意義の理解等の観点から教育を実施できる教員の養成を自主的に進めていくことを促す。(短期・中期)	文部科学省	知財に関する知識を有する教員養成を自主的に進めていくことができるよう、知財教育に関する情報を大学等に周知。	引き続き、左記の取組を実施。	
			標準化を担える人材基盤の拡大に向けて、大学においては、1回限りの標準化講座のみならず、文科系・理科系を問わず、学期を通した講座の導入を推進するなど標準化に係る教育の拡充を図る。(短期・中期)	経済産業省	大学・大学院における複数コマ及び学期を通した標準化講座の新設・拡充の取組を推進するとともに、カリキュラム作成や職員派遣などを通じて支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			知財戦略が経営の一環を担うことに鑑み、法科大学院や経営系専門職大学院における知財教育を充実させる。(短期・中期)	文部科学省	法科大学院における知財教育について公的支援見直し加算プログラムを通じて支援。また、経営系専門職大学院について教育の基本となるコアカリキュラムを策定する際、知財を含めたコア科目の在り方について検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	

54	○	知財教育推進コンソーシアム(仮称)の構築	地域・社会との協働のための学習支援体制の構築を支援するため、関係府省、関係団体、教育現場、企業等から構成される「知財教育推進コンソーシアム(仮称)」を2016年度中に構築する。(短期・中期)	内閣府	地域コンソーシアム(仮称)を支援する場として「知財教育推進コンソーシアム(仮称)」を構築し、地域コンソーシアムにおいて実施すべき事項と地域コンソーシアムに対して支援すべき事項の検討等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				文部科学省		
				関係府省		
			知財教育推進コンソーシアム(仮称)を活用し、各教科等で活用可能な知的財産に関する話題も含め、教育現場に提供できる知財教育に関連するコンテンツを幅広く集約し、広く周知する。(短期・中期)	内閣府	知財教育推進コンソーシアム(仮称)を活用し、各地域における知的財産に関する教育の実践の好事例を収集・周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				経済産業省		
				文部科学省		
55	○	地域コンソーシアム(仮称)の形成	教育現場における創造性の涵養とともに、知的財産の保護・活用とその意義の理解に関する学習を支援するため、産学官の関係団体等の参画を得て、地域社会と一体となった知財教育を展開するための「地域コンソーシアム(仮称)」の構築を促進する。(短期・中期)	内閣府	知財教育推進コンソーシアム(仮称)を活用し、モデルとなる地域コンソーシアム(仮称)構築地域の決定及び地域コンソーシアム構築に向けた働き掛け・支援等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				文部科学省		
				関係府省		
56	○	教材等の充実	産業財産権のみならず、不正競争防止法、著作権法、標準化等に関する最新の話題も考慮しつつ、知財教育に資する教材等の在り方を検討した上で、知財教育向けの教材を開発・普及する。(短期・中期)	経済産業省	産業財産権のみならず、不正競争防止法、著作権法、標準化等に関する最新の話題も考慮しつつ、知財教育に資する教材等の在り方を検討した上で、知財教育向けの教材を開発。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				文部科学省	著作権教育連絡協議会の場を活用するなどして、著作権教育に資する教材の在り方等の検討及び著作権教育向け・普及啓発教材の制作を行うとともに、各種講習会・セミナーやホームページ等を通じて普及を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				文部科学省	開発された知財教育に係る教材について、教員等を対象とした会議などで周知。	引き続き、左記の取組を実施。

57	○	知財教育プログラムの国際化	国際的な素養を身につけるため、英語による知財関係科目の充実を促すとともに、留学生の派遣・受入れを通じた双方向の交流を推進する。(短期・中期)	文部科学省	知財科目における英語を取り入れた授業の実施について、大学等関係者が集まる会議等で呼びかけるなど各大学等の取組を促すとともに、大学等の海外留学支援制度の充実や、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを通じ、国際的な素養を身に着けたグローバル人材を育成。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
			我が国の知財システムをグローバルに展開するとともに世界の優れた知財人材を確保すべく、海外の学術・研究機関等と連携して英語による知財教育プログラムを開発し、この知財教育プログラムを着実に実行する体制を整備すべく検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	経済産業省	英語による知財教育プログラムの開発及び当該知財教育プログラムを着実に実行する体制の整備に向けて、英語知財教材及び英語知財研修プログラムの開発を着実に実施。	左記の取組の成果を人材育成機関等に周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
58	○	国民への普及・啓発、資格制度の活用	知的財産に関する国民の理解の向上を図るため、啓発活動を推進するとともに、例えば知的財産管理技能検定等、知財関連資格の取得を推奨する。(短期・中期)	関係府省	知財管理技能士の検定等を実施する機関の取組を関係機関等において周知する等の協力を実施。	引き続き、左記の取組を実施。		
59	○	未成年発明の保護環境の整備	教育現場において未成年者により創作されたいわゆる未成年発明について、プライバシーの保護及び未成年者による創造活動の更なる活性化の両方の側面から、特許公報における住所、法定代理人等の記載の在り方について検討する。(短期・中期)	経済産業省	プライバシーの保護及び未成年者による創造活動の更なる活性化の両方の側面から、特許公報における住所、法定代理人等の記載の在り方について検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目番号	2016本文掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
					2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
<b>2-2. 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進</b>								
60	○	戦略的な知的財産の普及活動	知的財産に馴染みのない地域中小企業に対して戦略的に知的財産の普及を図るため、知財総合支援窓口による積極的な普及活動を実施するとともに、地方公共団体、金融機関、中小企業診断士、商工会・商工会議所等の中小企業支援関係者に対する知財の普及啓発を全国的に行うことを通じて、中小企業の知財の活用を推進する。(短期・中期)	経済産業省	知財総合支援窓口において、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)を活用することにより支援対象を中堅企業まで拡大し、より多くの企業に支援を実施するとともに、窓口における普及啓発活動の更なる拡充を図る。また、各中小企業支援関係者に対して、セミナー等を通じて知財制度や関連する支援施策を普及を図る。	引き続き、左記の取組を実施。		
			中小企業からのビジネス相談に潜在する知的財産に関するニーズを更に発掘していくため、よろず支援拠点の周知活動を強化するとともに、知財相談に対応できる人材を追加配置する。(短期・中期)	経済産業省	各よろず支援拠点によるセミナーの開催やパンフレットの配布等を通じた周知活動を行うとともに、知的財産に関連する人材の追加配置を実施。	左記の取組状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。		
			地域中小企業の知財活動の普及の障害の一つとなっている知財支援人材の不足を解消するため、中小企業に対して知的財産の普及活動を担う人材育成を推進する。(短期・中期)	経済産業省	中小企業向けの「グローバル知財マネジメント人材育成プログラム」により、必要な教材等の開発を実施。	開発した教材類の効果的な活用を図る。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。	
			地域中小企業及びその支援者の知財意識を高めることにより知的財産への適切な取組を促すため、知的財産管理技能士資格の取得を奨励する。(短期・中期)	経済産業省	知財管理技能士の検定等を実施する機関の取組を、知財総合支援窓口等の関係機関や金融機関向けセミナー、シンポジウム等においても周知する等の協力を実施。	引き続き、左記の取組を実施。		

61	○	ビジネスにおける知財活用に関する相談機能の強化	中小企業からの技術相談に対し、適切な橋渡し・事業化支援人材事業につなぐことによって産産連携及び産学連携を活性化させるため、よろず支援拠点と各種の橋渡し・事業化支援人材との連携を進め、相談体制を強化する。(短期・中期)	経済産業省	関連する相談があった際には、適切な橋渡し・事業化支援人材につなぎ、その後の支援状況についてのフォローアップを行うよう促す。	左記の取組状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。	
				経済産業省	よろず支援拠点に対し事業プロデューサーの取組について情報共有し、よろず支援拠点から中小企業等の紹介を受けた際には、事業プロデューサーに事業化支援の可能性等の検討を促す。	引き続き、左記の取組を実施。	
				文部科学省	よろず支援拠点に対しマッチングプランナーの取組について情報共有し、マッチングプランナーがよろず支援拠点から中小企業等の紹介を受けた際には、支援の可能性等についての検討を促す。	引き続き、左記の取組を実施。	
62	○	先導的・意欲的な地域の知財活動の促進	地域における知財支援力の向上を図る活動を全国へ展開すべく、意欲的な地域の中小企業支援関係者による先導的な知財支援活動に対する支援を強化する。(短期・中期)	経済産業省	地域における知財支援力の向上を図り他の地域にとってのモデルとするため、「地域中小企業知的財産支援力強化事業」予算を増額し、意欲的な地域の中小企業支援関係者による先導的な知財支援活動の支援を強化。	左記の取組状況を踏まえ、改善を図りつつ、継続的に実施。	
63	○	地域中小企業の知財活動支援の強化	地方創生に資する中堅・中小・ベンチャー企業に対する支援を強化するため、地域の中小企業等との接点となる知財総合支援窓口を担当する独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)を活用し、包括的な特許情報分析やSWOT分析を始めとする知財競争力分析等による事業展開力向上に関する支援を実施する。(短期・中期)	経済産業省	INPITを活用し、包括的な特許情報分析やSWOT分析を始めとする知財競争力分析等による事業展開力向上に関する支援の強化を検討。	左記の実施状況及び検討を踏まえ、実施。	

64	○	中小企業における知的資産経営の推進	中小企業の知的財産を含む無形資産の「見える化」を促進するため、関連する会計制度等の関係にも留意しつつ、企業における知的資産経営報告書の自主的な作成を促すとともに、その効果的な活用に向けた普及・啓発活動の検討を行う。(短期・中期)	経済産業省	企業における知的資産経営報告書の自主的な作成及びその効果的な活用に向けた普及・啓発活動について検討。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
65	○	融資における知財活用の促進	金融機関による企業の事業性評価における知財活用を促進するため、「知財ビジネス評価書」について、利用者たる金融機関の意見を踏まえつつ使いやすくするなど、その作成支援を強化するとともに、産業財産権専門官による金融機関への個別訪問や金融機関の職員等を対象とした知財セミナーの開催、知財金融シンポジウムの開催などの包括的な取組について一層の拡大を図る。また、知財ビジネス評価書を活用した融資事例などを収集分析したマニュアルを作成し、金融機関へ配布する。(短期・中期)	経済産業省	「知財ビジネス評価書」について、金融機関を対象に説明会を開催し、当該評価書に関する理解を深めるとともに、金融機関の意見を踏まえてその作成支援を強化。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
				金融庁	産業財産権専門官の金融機関訪問、金融機関の職員等を対象とした知財セミナーやシンポジウムの開催、また、金融機関職員向けの知財金融マニュアルの作成を引き続き実施し、「知財金融」の周知活動を強化。	
66	○	デザイン・ブランドを活用した事業化支援の強化	地域の中小企業等による商品・サービスの高付加価値化及び新市場の開拓を支援するために、デザイン・ブランドを更に活用し、付加価値の高い商品開発、自社ブランドの構築、新分野の開拓や地域ブランドの創出等、事業化に向けた支援を一層強化する。(短期・中期)	経済産業省	地域の中小企業等による商品・サービスの高付加価値化や新市場開拓を支援するため、地域の特性に応じたデザイン・ブランドを活用した事業を実施するとともに、地域団体商標の海外展開支援を強化。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
67	○	地域の知財支援体制の強化	各県の知財活動の活性化・レベルアップを促すため、地域知財戦略本部を活用して地方自治体を中心とする地域の関係機関との連携及び地方自治体同士の広域連携を更に押し進める。(短期・中期)	経済産業省	全国9地域に設置されている地域知財戦略本部を活用して地方自治体を中心とする地域の関係機関との連携及び地方自治体同士の広域連携をさらに押し進め、優れた取組事例を共有して横展開を図るなど、各県の知財活動の活性化・レベルアップを促す。	左記の取組状況を踏まえ、改善を図りつつ、継続的に実施。
				内閣府		

68	○	地域における知的財産の権利化・活用支援	地域の中小企業等の知的財産の権利化及び活用を支援するために、出張面接・テレビ面接・巡回審判を充実させる。(短期・中期)	経済産業省	新規に開始される弁理士会によるテレビ面接に関する研修に協力するなど、出張面接・テレビ面接・巡回審判の周知を図り、その機会を充実。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			地域の中小企業等の知財活用を促進させるため、巡回特許庁の回数を増やし、各地域において知財制度や知財支援策等の周知を強化する。(短期・中期)	経済産業省	巡回特許庁について、開催地として2015年度に対象とした近畿・中部に加え、新たに中国・九州も対象とするとともに、出張面接・巡回審判や知財活用促進のための事業(シンポジウム等)等と組み合わせることで実施することにより、知財制度の裾野拡大・利活用を促進。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
69	○	手続の簡素化等の支援策や特許料等の検討	2016年4月から施行された料金制度(特許関係料金・商標関係料金の低減、及び国際出願に係る国際調査手数料等の改定)を広く周知するとともに、中小企業等に対する特許等の出願拡大に向けて、手続の簡素化等の支援策や特許料等について検討を行う。(短期・中期)	経済産業省	2016年4月から施行された料金制度について、料金パンフレットを10万部程度作成し、各都道府県に設置している知財総合支援窓口や各商工会等を通じてパンフレットを利用者に配布すること等により、広く周知を実施。併せて、中小企業等に対する特許等の出願拡大に向けて、手続の簡素化等の支援策や特許料等について検討。	引き続き、中小企業等に対する特許等の出願拡大に向けて、手続の簡素化等の支援策や特許料等について検討。
再掲	○	中堅・中小企業等の標準化の推進	中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を推進するため、国内外の標準化事例やその意義、支援機関などについての周知を進める。(短期・中期)	経済産業省		37に記載
			融合技術や先端技術に係る標準化に対応する「新市場創造型標準化制度」の活用や、自治体や産業支援機関、金融機関、認証機関等の幅広い関係者と連携して中小企業等を支援する「標準化活用支援パートナーシップ制度」の活用・拡充、地方創生推進交付金の活用などによる地域の優れた技術・製品が有する性能などの標準化の支援により、案件発掘から標準策定や認証取得に至るきめ細やかな支援体制を強化する。(短期・中期)	経済産業省		37に記載

70	○	知財紛争処理に関する支援	<p>中小企業が知財紛争に要する費用の問題に対応するため、中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険の一層の整備に向けた民間の取組の普及や支援について具体的に検討を進める。(短期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険の普及や、保険制度の一層の整備に向けた民間の取組への支援について、関係団体と連携して検討。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
			<p>中小企業の知財紛争に係る人的リソースに関する問題に対応するため、よろず支援拠点において、相談員に対してアドバイス等を行うために全国本部に設置しているサポートチームに弁護士等を加え、各拠点の相談員が行う知財紛争に関する相談対応をバックアップする体制を整備する。(短期・中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>全国本部に設置しているサポートチームに弁護士等を加え、各拠点の相談員に対してアドバイス等を行う体制を整備。</p>	<p>左記の取組状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。</p>
			<p>地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制の充実を図る。(短期・中期)</p>	<p>法務省</p>	<p>日本司法支援センターにおいて、国民からの問い合わせに対し、弁護士会、日本弁理士会等の関係機関を紹介する等の協力を実施。</p>	<p>引き続き、左記の取組を実施。</p>
			<p>知財紛争処理の実績の有無から弁理士を検索する方法を含め、日本弁理士会の提供する弁理士ナビを地方の中小企業等に向けて周知する活動を実施。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>知財紛争処理の実績の有無から弁理士を検索する方法を含め、日本弁理士会の提供する弁理士ナビを地方の中小企業等に向けて周知する活動を実施。</p>	<p>左記の取組状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。</p>

71	○	戦略的な知財活用を支援できる弁理士の育成	知的財産とビジネスの両方の視点に立って中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を支援できる弁理士の育成の強化を図るため、中小企業のみならず大企業も含んだ産業界との意見交換等を実施し、その意見を研修カリキュラムに反映する等により、弁理士向けのコンサルティング研修の充実を図る。(短期・中期)	経済産業省	弁理士の継続研修の一つとして、実践的な知財経営に関する研修を実施し、弁理士に対する受講を促進。  同研修の充実を図るべく、日本弁理士会における産業界との意見交換の実施及びその結果を踏まえた研修カリキュラムの検討を促す。	引き続き、弁理士の継続研修の一つとして、実践的な知財経営に関する研修を実施し、弁理士に対する受講を促進。研修実施にあたっては、左記の検討結果に基づき、研修カリキュラムに産業界の意見を反映することを促す。	左記の取組状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。
			弁理士が「知的財産に関する専門家」として、オープン&クローズ戦略等の標準化や営業秘密としての秘匿化も含めた知的財産の保護・活用の支援を行っていくための環境整備として、同内容に関する弁理士向けの研修を一層充実させるとともに、出願業務に依存した収益構造の見直しに向けた取組の強化を図る。(短期・中期)	経済産業省	弁理士の継続研修の一つとして、オープン&クローズ戦略等に関する研修を実施し、中小企業から依頼を受けている弁理士等、戦略的な知財相談を実施する蓋然性の高い弁理士に対する受講を一層促進する取組を促す。  出願業務に依存した弁理士の収益構造の見直しに向けて、戦略的な知財相談を実施する能力育成のための研修実施とあわせて、必要となる施策(業務マニュアルの充実、弁理士業務の周知等)を検討。	引き続き、弁理士の継続研修の一つとして、オープン&クローズ戦略等に関する研修を実施し、弁理士に対する受講を促進するとともに、左記の検討結果に基づき、必要となる施策を実施。	左記の取組状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。
72	○	TPP協定を契機とした中小企業の海外展開に向けた知財支援の強化	TPP協定を契機とした中小企業の海外展開を知財面から支援するため、中小企業の保有する知的財産の権利取得から権利行使・権利活用まで一貫通貫の支援の更なる強化を図る。(短期・中期)	経済産業省	中小企業の外国出願に要する費用の助成、海外での模倣品対策、冒認出願等で海外で外国企業から訴えられた場合の訴訟費用等の助成、有望な知財を保有する中堅・中小企業の海外における事業化のための支援を引き続き実施。  2016年度からは、冒認商標に対する異議申立や無効・取消係争に要する費用を支援を開始するとともに、模倣品対策等、中小企業の海外展開のための知財面での一貫通貫支援の支援内容の拡充を図る。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	

73	○	専門家の海外派遣	海外において我が国企業等を知財面で支援する体制の整備や特に中小企業等が知財を武器に海外展開する際の有用な情報提供のため、弁理士及び法曹有資格者を海外に派遣し、必要に応じて「新輸出大国コンソーシアム」の枠組みを活用するなど、現地大使館や独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)等関係機関と連携することにより、在外における支援体制や取組の強化を図る。(短期・中期)	経済産業省	JETROの海外事務所において当該国の情報提供を継続的に実施。 弁理士をJETROの海外事務所へ派遣し、現地の知財情報の収集や日系企業への知財の支援等の実施を図る。	引き続き、左記の取組を実施。	
				法務省	法曹有資格者を海外に派遣し、現地在外公館やJETRO等関係機関と連携の上、現地の法制度や現地当局による法執行の実情等を調査し、これらの問題点を収集・分析するとともに、調査結果を一般に公開。	引き続き、左記の取組を実施。	
				外務省	2015年度に開始した「在外公館における外部専門家を活用した日本企業支援」事業を実施。(2015年度は6公館→2016年度も引き続き6~8公館を検討)	左記取組の成果や実績を分析し事業拡充も検討する。また、「新輸出大国コンソーシアム」などへの参画も含め在外公館の取組の強化を図る。	引き続き、左記の取組を実施。
74		新興国等における在外者の弁理士へのアクセス支援	グローバルな企業活動を促進するため、関係機関と連携しつつ、新興国も含めた外国へ弁理士を派遣するなど、在外者の我が国弁理士へのアクセスを支援することにより、外国において我が国企業等を知財面で支援する体制の整備を図る。(短期)	経済産業省	弁理士をJETROの海外事務所(タイ、インド)へ派遣するとともに、在外の弁理士を日本弁理士会の窓口とすることにより、現地の知財情報の収集や日系企業への知財の支援等を実施。 在外者の我が国弁理士へのアクセスを支援するため、日本弁理士会が新たに提供を開始した英語版弁理士ナビについて、海外での普及活動とあわせて、利便性の向上に向けた取組を促す。		
75		国際化に対応できる弁理士育成の強化	我が国の知財法制の海外発信、海外知財情報の取得等を視野に入れ、国際化に対応できる弁理士の育成を強化・促進する。(短期)	経済産業省	弁理士の継続研修の一つとして、外国の弁理士と連携する等により、海外の知財制度・実務に関する研修を実施し、弁理士に対する受講を促進。	左記の取組状況を踏まえ、必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。	

再掲	○	中堅・中小企業等の海外認証取得支援	中堅・中小企業等の海外展開に際して、現地規制への対応に必要な試験データ・認証の取得に関する支援を行うため、TPP協定を契機とした中堅・中小企業の海外展開支援を行う「新輸出大国コンソーシアム」への認証機関の参加や、試験・認証機関が「ETRO」の相談窓口とも連携して行う個別相談への対応などを推進する。(短期・中期) (経済産業省)	経済産業省		38に記載
76	○	農林水産分野における知財戦略の推進	農林水産分野における知財戦略を推進するため、「農林水産省知的財産戦略2020」(2015年5月)に基づき、知財戦略を着実かつ強力に実施するとともに、定期的な検証を行い、必要に応じて戦略及び施策の見直しを行う。(短期・中期)	農林水産省	戦略の実施状況について、取りまとめ・検証を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
77	○	農林水産物・食品等の地理的表示(GI)の活用促進	農林水産物・食品等の地理的表示(GI)保護制度の活用促進のため、引き続きGIの登録申請に係る相談を受け付ける窓口を整備するとともに、制度の普及・啓発、理解促進、制度の活用による地域ブランド製品のビジネス化の支援を図るほか、海外におけるGI産品を含めた我が国農林水産物・食品等に対する知財侵害対策を推進する。(短期・中期)	農林水産省	2016年度の補助事業「地理的表示等活用総合対策事業」を通じて、昨年度に引き続き登録支援窓口を通じた申請支援を実施するほか、GIの普及啓発、理解促進、GIの活用による地域ブランド製品のビジネス化の支援及び海外におけるGI産品を含めた我が国農林水産物・食品等に対する知財侵害対策を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
78	○	農林水産分野でのブランド化の促進	農林水産分野でのブランド化の促進のため、「地理的表示保護制度」及び「地域団体商標制度」の両制度を活用したブランド支援策について、セミナー等を通じて普及・啓発を行う。また、各制度の地域相談窓口間の連絡体制など、両者の協力に向けた環境整備を行う。(短期・中期)	農林水産省	地方農政局等と独立行政法人業所有権情報・研修館の知財総合支援窓口との連携や中小企業支援施策の活用等を推進。	引き続き、左記の取組を実施。
				経済産業省	地域ブランドに関するセミナーにて地理的表示及び地域団体商標の両制度について周知を図る。また、地方農政局、経済産業局及び知財総合支援窓口にて両制度の活用について連携を図る。	引き続き、左記の取組を実施。

79	○	日本産酒類のブランド価値向上	日本産酒類のブランド価値向上のため、酒類の地理的表示(GI)制度の周知を徹底し、制度の活用促進を図るとともに、酒類のGI制度を導入している国との間で、適切な保護に向けた枠組み作りを進めることにより、日本産酒類の輸出促進に向けた環境整備を実施する。(短期・中期)	財務省	酒類製造業者へのGI制度の周知及びGIの指定を希望する産地に対して適切な支援を実施。  海外において日本産酒類のGIが保護されるよう国際交渉等を通じた各国への働き掛けを実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
80	○	農業関係者に対する知財マネジメントの普及・啓発	農業関係者が技術流出を防ぎ、知的財産を活用したビジネスモデルを構築し、それを支える戦略的な知財マネジメントを実行するため、知的財産の保護・活用について普及・啓発を図る。(短期・中期)	農林水産省	優れた新品種の保護・活用のため、品種登録の際には外国での出願について情報提供。また、農業者等に対し種苗の適正な利用を普及・啓発。  農業関係者が知的財産を活用したビジネスモデルを構築し、それを支える戦略的な知財マネジメントを実行するための、戦略的知財活用マニュアル等を用いた普及・啓発を実施。  普及指導員等の知的財産に関する知識の向上を図るため、普及指導員等研修において、知的財産権に関する研修を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
81	○	種苗産業の海外展開支援の充実強化	種苗産業の海外展開の推進に向け、我が国で開発された品種の海外での保護を強化するため、海外への品種登録出願を促進するなど総合的な対策を実施する。(短期・中期)	農林水産省	我が国で開発された品種の保護を強化するため、海外での育成者権取得に向けた出願マニュアルの作成、相談窓口の設置等の総合的な対策の実施を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
82	○	自家増殖に育成者権の効力が及ぶ範囲の拡大	育成者権者の正当な利益を確保することで、新品種開発を促進するため、種苗法において原則として育成者権の効力が及ばない農業者の自家増殖について、農業生産現場への影響に配慮しつつ、育成者権の効力が及ぶ植物範囲の拡大を図る。(短期・中期)	農林水産省	農業者の自家増殖に関する検討会において決定した「自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準」に従い、育成者権の効力が及ぶ植物候補を選定し、植物範囲の拡大を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

83	○	権利侵害対策支援業務の充実強化	独立行政法人種苗管理センターにおいて実施しているDNA分析による品種識別サービスの対象作物に登録品種数が多いカーネーションが追加されたことを受け、侵害時に迅速に対処できるようカーネーションの登録品種の遺伝子型データベースを作成する。(短期・中期)	農林水産省	カーネーションの登録品種(保存品種)について、DNA抽出及び遺伝子型の解析を進め、遺伝子型データベースを構築。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
84	○	品種登録審査結果の海外提供の無償化	我が国の植物品種の海外における品種登録を促進するため、我が国における品種登録審査結果を海外審査当局に無償で提供する体制を整備する。(短期・中期)	農林水産省	植物新品種の保護に関する国際条約(UPOV)加盟国に対し、日本における品種登録審査結果の無償提供に係る覚書締結の働き掛けを実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
85	○	海外における適切な保護	海外において品種保護が可能となるよう、「東アジア植物品種保護フォーラム」の下、各国が必要とする意識啓発セミナーや審査技術研修等の協力活動を実施する。(短期・中期)	農林水産省	東アジア各国の品種保護制度の整備・充実とその国際調和を図るため、各国の政策決定者による「東アジア植物品種保護フォーラム」会合を開催するとともに、ASEAN諸国の政府高官の、品種保護の重要性への認識向上のための日本への招へいツアーや審査技術研修等の協力活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力を検討し、実施。

項目番号	2016本文掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
					2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
<b>第3. コンテンツの新規展開の推進</b>								
<b>3-1. コンテンツ海外展開・産業基盤の強化</b>								
86	○	多様な分野との連携促進	我が国のアニメ・マンガ、映画などのコンテンツと非コンテンツが一体となって海外展開することにより、地域経済の活性化、海外における日本ファン、訪日観光旅客の増加など、期待される様々な分野への波及効果を最大限発揮させるため、「クールジャパン官民連携プラットフォーム」におけるマッチングフォーラムの開催等を通じて、官民や異業種間の連携を促進する。(短期・中期)	内閣府	本年秋季を目途に、クールジャパン官民連携プラットフォームにおいてマッチングフォーラムを開催。また、マッチングフォーラムで成果をあげることができるよう、それまでの期間、民間等が開催するイベントに協力し、異業種連携に向けた機運を醸成。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
				総務省	地域経済の活性化、訪日観光旅客の増加など、様々な分野への波及効果を発揮させるため、他分野・他産業(観光業、地場産業等)の関係者が幅広く協力し、海外に日本の魅力を紹介する放送コンテンツを制作・発信等する取組を支援。	左記の実施状況を踏まえ、継続して必要な取組を実施。		
				外務省	在外公館等を活用し、他省庁等との連携にも努めつつ、日本の多様な魅力を発信。	左記の結果を踏まえ、引き続き必要な措置を実施。		
				財務省	日本産酒類の海外展開を推進するため、和食など異業種との連携を図り、日本産酒類の特性や魅力を効果的に発信。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
				文部科学省	国際的に通用する実演家やアーティストの人材育成及び日本の魅力あるロケ地情報や我が国のアニメ等のメディア芸術の優れた作品の国内外への発信を実施。  文化財の英語での情報発信に対する支援を行い、地域の魅力を国内外に発信。  2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて全国各地で開催される文化プログラム等の取組により地域活性化及び地方への誘客を図るとともに、文化プログラムの情報等についてポータルサイトを構築し国内外に発信。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		

農林水産省	<p>海外の主要都市における日本食普及イベントや日本料理講習会の開催、海外メディアを活用した日本食・食文化の魅力発信、海外シェフによる日本産食材を活用した料理の提供等により世界の食市場の開拓に向けた取組を実施。</p> <p>平成28年4月1日に創設した海外における「日本料理の調理技能認定制度」及び「日本産食材サポーター店認定制度」を推進し、日本食・食文化、日本産食材の魅力の海外発信を強化。</p>	引き続き、左記の取組を実施。
経済産業省	内閣府と連携し、関係府省として官民や異業種間の連携の促進を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
国土交通省	関係府省等と連携を図り、各海外市場における出展事業などにおいて、クールジャパン及びビジット・ジャパンが連携し、効果的な日本ブランドの発信を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
環境省	<p>9月に開催される「ツーリズムEXPO」へのブース出展や、環境省ホームページ上での情報発信により、国内のエコツーリズムの取組状況のPRを実施。</p> <p>国立公園を始めとする日本の美しい自然を国内外にPRするため、国立公園ウェブサイトにおいて、滞在やアクティビティに関する情報の充実を図る。</p>	引き続き、左記の取組を実施。
関係府省	関連する議論の動向を踏まえ、必要に応じ関係府省において検討。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

87	○	同プラットフォームの下、アニメなどのポップカルチャーから文化芸術等までの幅広い我が国の魅力を効果的に発信するとともに、文化産業を含めた新たなクールジャパン関連産業を創出する観点から、羽田空港跡地等におけるクールジャパン拠点の構築を目指す民間の取組を後押しするとともに、こうした拠点間のネットワーク化に取り組む。このため、拠点に必要な機能の明確化、拠点間のネットワーク構築等効果的な情報発信が可能となる方策を検討する。(短期・中期)	内閣府	クールジャパン拠点の構築や、そのネットワーク化に向けた方策に係る検討を目的として、民間有識者や関係府省等を構成員とする検討会を立ち上げ、本年末を目途に結論を得る。	検討会での議論を踏まえ、拠点構築等に向けた必要な取り組みを実施。	
			総務省	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。		
			文部科学省	関係府省等と連携し、羽田空港跡地における「文化・アート産業拠点」の形成を目指す民間の取組を後押し。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			農林水産省	平成28年4月に創設した「日本産食材サポーター店認定制度」を推進し、日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店、小売店をサポーター店としてネットワーク化し、輸出促進の拠点として活用。	引き続き、左記の取組を実施。	
			経済産業省	内閣府と連携し、関係府省として検討に参画。		
			国土交通省	クールジャパン資源であるデザイン、食、コンテンツ等の各分野における情報の集積・発信機能を有する拠点の構築を目指す民間の取組について、効果的な情報発信が可能となる方策を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			関係府省	関連する議論の動向を踏まえ、必要に応じ関係府省において検討。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
			経済産業省	コンテンツ以外の見本市において、コンテンツを活用したプロモーション活動を促進することにより、ファンやバイヤー等への日本コンテンツの発信機会を拡大する。(短期・中期)	コ・フェスタを通じ、国内外で開催する各種イベントの連携促進及び一体的な情報発信を行い、日本コンテンツの海外展開を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
経済産業省	コンテンツを核とした海外展開や地域振興等の事業を行う企業・業種を拡大する観点から、海外の我が国企業・現地子会社を含めた非コンテンツ産業に対し、コンテンツとの連携に関する実施事例や効果の発信等を効果的に行うための方策を検討する。(短期)	JLOP事務局を通じ、コンサルティングサービスやマッチングを実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。			

		株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)が出資するジャパンチャンネル整備事業等を通じて、地域の魅力の海外発信と併せて、物販の実施や我が国への観光PR等の機会を提供するとともに、展開国を拡大。	経済産業省	ジャパンチャンネル整備事業を通じて、地域の魅力の海外発信と併せて、物販の実施や日本への観光PR等の機会を提供するとともに、展開国を拡大。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。	
		地域経済の活性化、訪日観光旅客の増加など、様々な分野への波及効果を発揮させるため、他分野・他産業(観光業、地場産業等)の関係者が幅広く協力し、海外に日本の魅力を紹介する放送コンテンツを製作・発信等する取組を支援。	総務省	地域経済の活性化、訪日観光旅客の増加など、様々な分野への波及効果を発揮させるため、他分野・他産業(観光業、地場産業等)の関係者が幅広く協力し、海外に日本の魅力を紹介する放送コンテンツを製作・発信等する取組を支援。	左記の実施状況を踏まえ、継続して必要な取組を実施。	
		海外における日本コンテンツと他産業との連携により総合的な輸出拡大につなげるべく、クールジャパン機構によるリスクマネーの供給等の支援を引き続き実施する。(短期・中期)	経済産業省	ジャパンチャンネル整備事業を通じて、地域の魅力の海外発信と併せて、物販の実施や日本への観光PR等の機会を提供するとともに、展開国を拡大。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。	
88	○	地域情報の発信	一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)を活用し、特に地方が主体となって海外に向けて地域の魅力を伝えるコンテンツの制作や継続的に発信する取組を支援するほか、こうしたコンテンツの制作技術や発信技術の高度化を支援する。なお、これまで事業を実施してきたASEAN諸国等以外の欧米等の地域においても、どのような展開方策が有効か検討する。(短期・中期)	総務省	BEAJをはじめとした関係機関とも連携しつつ、他分野・他産業(観光業、地場産業等)の関係者が幅広く協力し、海外に地域の魅力を紹介する放送コンテンツを制作・発信等する取組を支援。  また、地方局を含む放送事業者等と連携し、インターネット技術を活用した放送コンテンツの海外展開について、海外の需要等の調査や展開に当たって必要な要素技術について検討。なお、欧米等の地域においても、どのような展開方策が有効か検討。	左記の実施状況を踏まえ、継続して必要な取組を実施。
			特に地方が主体となって海外に向け地域の魅力を伝えるコンテンツのローカライズ、プロモーションについてより手厚く支援を行う。(短期・中期)	経済産業省	コンテンツのローカライズ・プロモーション支援を通じて、特に地方発コンテンツの海外展開を後押し。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			地域の魅力をコンテンツを通じて効果的に発信するため、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への観光客誘致につながるようなコンテンツの制作、発信について支援を行う。(短期・中期)	経済産業省	ものづくり・観光事業者等と連携して、広域展開を念頭においたコンテンツづくりを行う取組への支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

			地域におけるコンテンツ関連産業の集積や我が国の伝統文化との融合、海外からのクリエイター等の招致等により、世界に通用するコンテンツを創造する開発拠点を整備し、海外に発信する自治体や民間での取組を支援する。(短期・中期)	文部科学省	海外の優秀な若手クリエイター等を招へいして研修・研究の機会を提供する取組を実施。また、地方公共団体が行う文化芸術による地域活性化・地域文化の国際発信事業を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
89	○	ロケ撮影を契機とする地域の魅力の発信・観光誘致	映画の撮影促進と創造活動の活性化を図るため、我が国各地のロケ地情報を集約し、各地域のフィルムコミッションを紹介するとともに、引き続き国内外へ発信する。(短期・中期)	文部科学省	映画の撮影促進と創造活動の活性化を図るため、日本各地のロケ地情報を集約し、各地域のフィルムコミッションを紹介するとともに、引き続き国内外へ発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			インバウンド観光促進の観点から、地域の観光資源の取材を通じて海外で我が国各地の魅力が発信されるよう、海外メディアの招へいを行う。(短期・中期)	国土交通省	ビジットジャパン事業(訪日プロモーション事業)として、日本各地へ海外メディアの招へいを実施。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			ロケを契機とする地域に根ざした観光振興を図るため、地方自治体やロケに関わる民間企業等で組織し、地域の取組や課題の共有等によりロケ支援サービスの一層の向上を図る「ロケツーリズム連絡会」について、円滑な運営が図れるよう必要に応じて支援を行う。(短期・中期)	国土交通省	今年度「テーマ別観光による誘客事業」を実施するに当たり、ロケツーリズムがそのテーマとして選定された場合には、関係者間におけるネットワーク構築に係る支援やネットワーク間で実施するシンポジウムの開催、共通マニュアルの作成等に対して支援。	左記の状況を踏まえつつ、引き続き必要な支援を実施。
			国際共同製作の促進や地域の観光資源のコンテンツを通じた発信等に資する観点から、我が国におけるロケ撮影の促進に向けた方策の在り方について、検討を行う。(短期・中期)	内閣府	ロケ誘致に関する現状や諸外国における状況を含め我が国におけるロケ撮影の推進に向けた方策の在り方について検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				総務省		
文部科学省						
経済産業省						
				国土交通省		
				関係府省		

90	○	放送コンテンツの継続的な発信による浸透	日本の文化、伝統、技術、産業、地方の魅力などをわかりやすく伝え、我が国の国家戦略であるビジット・ジャパン、クールジャパン、地方創生等に寄与する観点から、BEAJとも連携しつつ、日本の魅力を伝えるコンテンツの制作や、継続的に発信する取組を支援するほか、こうしたコンテンツの制作技術や発信技術の高度化を支援する。なお、これまで事業を実施してきたASEAN諸国等以外の欧米等の地域においても、どのような展開方策が有効か検討する。(短期・中期)	総務省	「ビジットジャパン」、「クールジャパン」、「地方創生」等に寄与する観点から、BEAJをはじめとした関係機関とも連携しつつ、他分野・他産業(観光業、地場産業等)の関係者が幅広く協力し、海外に日本の魅力を紹介する放送コンテンツを制作・発信等する取組を支援。また、放送事業者等と連携し、インターネット技術を活用した放送コンテンツの海外展開について、海外の需要等の調査や展開に当たって必要な要素技術について検討。なお、欧米等の地域においても、どのような展開方策が有効か検討。	左記の実施状況を踏まえ、継続して必要な取組を実施。
			クールジャパン機構を活用し、我が国の生活文化の特色を活かした魅力ある商品又は役務の海外需要開拓を行う事業の支援を通じて、日本コンテンツの継続的な発信を促進する。(短期・中期)	経済産業省	クールジャパン機構を活用し、我が国生活文化の特色を活かした魅力ある商品又は役務の海外需要開拓を行う事業へのリスクマネー供給等の支援を通じて、日本コンテンツの継続的な発信を促進。	左記の状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)を活用し、我が国の事業者による海外での放送事業を支援することを通じて、日本コンテンツの継続的な発信を促進する。(短期・中期)	総務省	JICTを活用し、海外における放送事業等に対して出資等の支援を行うことで、放送インフラと日本コンテンツのパッケージ展開を促進。	左記の状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			ビジット・ジャパン事業(訪日プロモーション事業)において、放送コンテンツの海外展開など日本コンテンツの普及に資する事業を実施する。(短期・中期)	国土交通省	関係府省と連携を図り、海外市場における日本の放送コンテンツの放映と連動した訪日プロモーションを実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

91	○	市場性が低い国における日本コンテンツの露出	在外公館や独立行政法人国際交流基金の海外拠点等が現地での文化事業等の機会を活用し、我が国の多様な魅力を発信する日本コンテンツの普及に資する事業を実施する。(短期・中期)	外務省	在外公館及び国際交流基金の海外ネットワークを活用し、伝統文化からポップカルチャーまで広範な文化芸術分野において、公演や展示、演奏会、映画の上映会の実施等を通じて、コンテンツを含む日本の芸術作品の多様な魅力を海外に向けて発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			日本文化の発信と将来的な商業展開への基盤整備のため、広範な層に対して影響力のある映像コンテンツについて、相手国のニーズも踏まえつつ、外務省と独立行政法人国際交流基金が主体となり、途上国等のテレビ局に対し素材を提供し、テレビ放送を実施する。(短期・中期)	外務省	国際交流基金を通じ、日本文化紹介の観点から、アニメーション、ドラマを含むテレビ番組を提供。また、文化無償資金協力を通じ、開発途上国のテレビ局における日本の教育・ドキュメンタリー番組の整備を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
92	○	海外展開のためのコンテンツの制作、発信、プロモーション	日本コンテンツの海外展開、コンテンツ産業とその他の産業とを連携させた海外展開を促進し、効果的な浸透を図るため、字幕付与や吹き替え、現地文化を踏まえた修正等のローカライズに対する支援や国際見本市への出展、広告出稿等のプロモーション支援(JLOP事業)を継続的に実施する。(短期・中期)	経済産業省	ローカライズ・プロモーション支援によりコンテンツの海外展開促進を引き続き支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			我が国と相手国の国際共同制作映画に対し引き続き製作費の支援を行うことで、映画による国際文化交流の推進及び海外における上映機会の確保等を図るとともに、国際共同制作協定等の取極を含め、海外ニーズを踏まえ我が国の映画製作を振興していくための仕組みについて検討を行う。(短期・中期)	文部科学省	映画による国際文化交流の推進及び海外における上映機会の確保等を図るため、映画の国際共同制作に対し引き続き製作費の支援を行うとともに、海外ニーズを踏まえた映画製作を振興していくための仕組みについて検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
				経済産業省	関係府省と連携し、国際共同制作の認定事業への支援等を実施するとともに、映画関連イベント等への支援を通じて国内外のコンテンツ産業の交流を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
				外務省	文部科学省と経済産業省による関連する議論の動向を踏まえ、必要に応じ所要の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

			クールジャパン機構が出資する映像ローカライゼーション事業等を通じて、ローカライズ、映像編集、販路開拓機能を一括して提供する基盤を整備し、世界各国での日本コンテンツの放送・配信を促進する。(短期・中期)	経済産業省	クールジャパン機構が出資する事業等を通じて、引き続き、日本コンテンツの現地化支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
再掲	○	海外展開のための権利処理の円滑化	権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの整備を官民が連携して分野ごとに進めていく。(短期・中期)	文部科学省		4に記載
				経済産業省		4に記載
93	○	海外展開に関するコンサルティング機能強化及び商談機会の提供	独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)、在外公館等の在外機関を活用し、現地企業、関係者の紹介や現地事情の情報提供など、引き続き相談対応を実施する。また、JETRO等が中心となって、海外展開を目指す中小企業等に対し、海外見本市出展及び海外バイヤー招へいによる商談機会の提供を引き続き支援する。(短期・中期)	外務省	経済産業省、JETRO等による取組を踏まえ、これと連携しつつ、在外公館の取組強化を図る。	引き続き左記の取組を実施。
				経済産業省	世界各地から有力バイヤーが集まる主要な海外見本市にジャパンプースを設置・運営し、中小企業の海外展開を支援。 有力な海外バイヤーを日本に招へいし、中小企業等に国内での商談機会を提供。	市場環境の変化に合わせ、最適な見本市やバイヤーの選定を行い、継続的に取組を実施。
			JLOP事業を通じて蓄積されたノウハウも活用しながら、海外展開を考えている企業等へのコンサルティングサービスや海外展開に対する知見と実績を有するプロデューサーとのマッチング等を実施する。(短期・中期)	経済産業省	JLOP事業事務局に対して必要に応じて助言や情報提供を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

			我が国のコンテンツ事業者と海外のコンテンツバイヤーとのマッチング強化のため、コンテンツ提供プラットフォームであるJAPACONと連携して、情報発信機能を整備する。(短期・中期)	総務省	日本のコンテンツ事業者と海外のコンテンツバイヤーとのマッチング強化のため、コンテンツ提供プラットフォームであるJAPACONと連携して、情報発信機能を整備。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			経済産業省	日本コンテンツを分野横断的かつ国際的に紹介するJAPACONを活用し、データベースや管理システムに関する民間の取組に対し必要に応じて助言や情報提供を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
			文部科学省	中核的な国際的フェスティバルとして東京国際映画祭を支援するとともに、国際映画祭などの国際芸術フェスティバルへの支援を通じて、日本の優れたコンテンツの海外発信を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
			経済産業省	コ・フェスタを通じ、国内外で開催する各種イベントの連携促進及び一体的な情報発信を行い、日本コンテンツの海外展開を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
94	○	海外市場情報の共有	海外市場のニーズに合致したコンテンツ海外展開を更に促進するため、JLOPやBEAJ等支援を受けて行うコンテンツ海外展開については、現地市場について情報収集・分析を行うとともに、情報提供者が了承する範囲においてこれらの情報を公開する。(短期・中期)	総務省	他分野・他産業(観光業、地場産業等)の関係者が幅広く協力し、海外に日本の魅力を紹介する放送コンテンツを制作・発信等する取組を支援するに当たり、現地市場について情報収集、分析を行うとともに、これらの情報を公開する場を設けることを検討。	左記の実施状況を踏まえ、継続して必要な取組を実施。
				経済産業省	これまで得られた知見を踏まえ、効果的な海外発信の在り方について検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
				外務省	経済産業省、JETRO等による取組を踏まえ、これと連携しつつ在外公館の取組強化を図る。	引き続き先の取組を実施。

			コンテンツ海外展開による経済効果を捕捉するため、民間とも連携しつつ、把握の方法について検討する。(短期・中期)	総務省	他分野・他産業(観光業、地場産業等)の関係者が幅広く協力し、海外に日本の魅力を紹介する放送コンテンツを制作・発信等する取組を支援するに当たり、その経済波及効果の分析について検討。	左記の実施状況を踏まえ、継続して必要な取組を実施。
				経済産業省	業界団体とも連携しつつ把握の方法について検討するとともに、必要な調査事業等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
				関係府省	上記検討及び関連する議論の動向を踏まえ、必要に応じ関係府省において所要の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
95	○	双方向の文化交流の促進	国際交流基金アジアセンターが行う「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト」等において、東京国際映画祭でのアジア映画の上映、アジアへの日本映画の紹介、映画人の招へい等芸術文化分野の事業の実施を通じて、アジアとの双方向の文化交流やネットワーク形成等を進める。(短期・中期)	外務省	東京国際映画祭等のコンテンツ関連イベントの開催を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			世界の人々の日本文化理解の深化、芸術家・文化人等のネットワークの形成と強化を図るため、芸術家、文化人等を「文化交流使」に指名し、文化交流使が海外に一定期間滞在して我が国の文化に関する講演や実演等を行う活動や海外の芸術家等が国内に滞在して制作活動や地域と交流する取組(アーティスト・イン・レジデンス)等の国際文化交流事業を実施する。(短期・中期)	文部科学省	外務省・国際交流基金と連携し、欧米、アジア等の各地域において、日本文化の魅力を発信する多様な活動を実施。  活動終了後の文化交流使が活動内容の報告や、各地でのニーズや文化状況を共有するための公開フォーラムを開催。  アーティスト・イン・レジデンス事業を支援し、国内外の芸術家等との双方向の国際文化交流が継続的に行われる状況を創出。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

96		海外での外国番組の規制等の撤廃	海外において、外国製の映画・放送番組・マンガ・アニメ等のコンテンツの輸入や国内放映に係る規制が存在することを踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話において、これらの規制の緩和や撤廃を求め、我が国のコンテンツの自由な流通が実現されるよう引き続き働き掛けを行う。(短期)	外務省	各産業界からの要望を踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話の場を活用し、相手国における規制の緩和・撤廃を求める又は日本のコンテンツの自由な流通が確保されるよう、働き掛けを実施。	引き続き左記の取組を実施。	
				総務省	二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話において、コンテンツの輸入や国内放映にかかる規制の緩和や撤廃を求め、我が国のコンテンツの自由な流通が実現されるよう必要に応じて働き掛けを実施。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
				文部科学省	各種国際会議や当局間協議の場を活用し、今後の文化交流や協力の在り方に関する協議を通じて、我が国の文化芸術に対する各国の理解を増進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
97		海外の権利処理団体の育成支援	海外における権利収入を確保し、我が国コンテンツ産業のビジネスリスクを低減させるため、現地の著作権集中管理団体や政府当局の著作権制度実施に係る能力育成を支援する。また、現地の政府当局や民間企業等の関係者等と我が国の政府及びコンテンツ事業者等との交流を促進し、海外における権利保護を促進する。(短期・中期)	文部科学省	海外の政府機関や著作権集中管理団体の職員等を対象に、集中管理団体制度の整備や強化に資するセミナーや研修を国内外で実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
				経済産業省	我が国コンテンツの海外での権利保護に向けて、現地の政府当局やコンテンツ流通事業者等と我が国のコンテンツホルダーとの関係構築に資する取組を支援・実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
98	○	コンテンツ産業の基盤となる人材の育成	海外教育機関(フィルムスクール)への留学、海外スタジオでのインターンシップ等の機会を提供することにより、共同製作等の担い手として国際的に通用するプロデューサー人材の育成を支援する。(短期・中期)	経済産業省	米国の映画・映像製作関連の教育機関への留学や、トップクラスの海外映画制作会社等での実務研修(インターン)を支援する事業を実施するとともに、国際的なコンテンツ制作のノウハウなどに関するセミナーを開催し、国際実務に精通する関係者のネットワーク構築を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
				文部科学省	新進芸術家海外研修制度により、クリエイターなどを海外に派遣し、実践的な研修に従事する機会を提供することにより、我が国の優れたコンテンツを生み出す人材を育成。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
				経済産業省	クールジャパン機構が出資する事業等を通じて、現地における日本コンテンツの海外展開を支える人材育成プラットフォームを構築する。(短期・中期)	クールジャパン機構が出資する事業等を通じて、引き続き、日本コンテンツの海外展開を支える人材育成支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。

			SNS等を通じた日本コンテンツの発信を強化するため、留学生を含む海外の日本コンテンツファン等と協同したマーケティングやプロモーション事業(留学生アンバサダー事業)を実施する。(短期・中期)	経済産業省	日本コンテンツファンの留学生・現地学生による「コ・フェスタ・アンバサダー」を通じて、日本コンテンツの魅力効果を効果的に発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
			国際共同製作の促進等の観点から、海外の放送局等を対象に放送番組制作能力や発信技術の向上のための研修を実施する。(短期・中期)	総務省	国際共同製作の促進等の観点から、海外の放送局等を対象に放送番組制作能力や発信技術の向上のための研修の準備を推進。	左記の状況を踏まえ、海外の放送局等を対象に放送番組制作能力や発信技術の向上のための研修を実施。	左記の実施状況を踏まえ、継続して必要な取組を実施。
99	○	若手クリエイターの育成・発表機会の提供	アニメーション分野における若手クリエイター育成のため、若手アニメーターを起用した制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品の制作を通じ、OJTによる育成を支援するとともに、制作作品による上映会等の発表機会の提供を引き続き実施する。(短期・中期)	文部科学省	アニメーション分野における若手クリエイター育成のため、若手アニメーターを起用した制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品の制作を通じ、OJTによる育成を支援するとともに、制作作品による上映会等の発表機会の提供を引き続き実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
			アニメーション、マンガ、ゲーム等のメディア芸術分野のクリエイターの育成のため、「メディア芸術祭」等での優れた作品の顕彰、海外メディア芸術祭でのメディア芸術祭受賞作品等の展示支援等を行う。(短期・中期)	文部科学省	マンガ、アニメーション、ゲーム等のメディア芸術分野のクリエイターの育成のため、「メディア芸術祭」等での優れた作品の顕彰、海外メディア芸術祭でのメディア芸術祭受賞作品等の展示支援等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
			アニメーション、マンガ、ゲーム・CG分野など成長分野等における中核的専門人材等を養成するため、専修学校、大学等と産業界が協働して開発した標準モデルカリキュラム等を基に社会人等が学びやすい教育プログラムの開発・実証を行うなど、企業・業界団体等のニーズに対応した人材育成を推進する。(短期)	文部科学省	専修学校、大学等が産業界等と協働して、地域や産業界の人材ニーズに対応した社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証する取組を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	

100		クリエイターの裾野拡大	<p>クリエイターによる学校訪問、巡回公演やワークショップ、体験教室の開催を通じて、子供の頃からメディア芸術を含む様々な文化芸術を体験することにより、子供たちの発想力やコミュニケーション能力を養い、将来のクリエイターの育成を図る。(短期)</p>	文部科学省	<p>「文化芸術による子供の育成事業」により、小学校、中学校等において、一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演や芸術家を派遣することを通じ、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の充実を引き続き図る。</p>	
			<p>学校教育において、子供たちに対する様々な学習・体験の機会の提供や教職員の意識・指導力向上などを通して、クリエイターを含めた多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を身に付けさせることと併せて、これらの育成を通じて価値観、とりわけ勤労観・職業観を自ら形成・確立することができる子供を育成するキャリア教育を推進する。(短期)</p>	文部科学省	<p>小・中・高等学校における職場体験やインターシップ、社会人講話等の実施を促進するなど各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育の実践に向けた取組を実施。</p>	
101	○	コンテンツ制作現場の環境の改善・取引の適正化	<p>コンテンツ制作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備し、取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用するとともに、クリエイター等の就労環境の改善・向上の重要性にも鑑み、取引適正化に関するガイドラインの普及・啓発を進める。(短期・中期)</p>	公正取引委員会	<p>コンテンツ制作における取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法に違反する行為が認められた場合には積極的に対処。</p>	<p>コンテンツ制作における取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法に違反する行為が認められた場合には積極的に対処。</p>
				総務省	<p>放送コンテンツ分野における製作環境の改善及び製作意欲の向上等を図る観点から、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の周知啓発を図る。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>
				経済産業省	<p>コンテンツ制作における取引の適正化を図るため、アニメーション制作業界、印刷業界、広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及・啓発等を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>
102	○	インターネットを活用した放送コンテンツの提供に関する検討	<p>コンテンツ視聴環境の多様化やビジネスモデルの変化に対応するため、インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービスを実施する上での課題について、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討する。(短期・中期)</p>	総務省	<p>コンテンツ視聴環境の多様化やビジネスモデルの変化に対応するため、インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービスを実施する上での課題について、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>
				文部科学省	<p>インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービスを実施する上での課題について、関係者の議論の動向、他省庁における検討状況等を踏まえつつ、必要に応じて適切な対応を検討。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>

103	○	コンテンツ制作の効率化	コンテンツ技術の高度化、制作工程のデジタル・ネットワーク化等により、コンテンツ制作の効率化を図る。(短期・中期)	経済産業省	業界団体などと連携し、デジタル制作のための環境整備など、コンテンツ制作の効率化に資する取組を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
104	○	コンテンツ産業関連施策や経営相談体制の普及・啓発	コンテンツ産業に係る施策や経営課題に関する相談支援体制を普及・啓発するため、広報資料の作成等により企業に対し広く情報を発信する。(短期・中期)	内閣府	関係府省が実施するコンテンツ産業に係る施策や経営課題に関する相談支援体制について情報を集約し、ホームページ等を活用して一覧等により情報を発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
105	○	制度的な課題等についての検討	コンテンツ産業の基盤の強化を図るため、資金調達に係る課題、製作委員会方式に係る課題及びその他課題について検討し、海外における公的助成の状況も踏まえ、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	金融庁	資金調達方法における課題について、関係者等から実態やニーズを聴取した結果を踏まえ、具体的に検討。	左記検討結果を踏まえ、必要な取組を実施。
				経済産業省	コンテンツ産業の中長期的な発展に向け、諸外国における状況や関係団体等の意見を踏まえた上で、今後の制度の在り方を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
				関係府省	上記検討及び関連する議論の動向を踏まえ、必要に応じ関係府省において所要の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

106	○	正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策	海外における正規版コンテンツの流通拡大のための取組を促進するとともに、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛け等により、侵害発生国での模倣品・海賊版対策を強化する。(短期・中期)	経済産業省	各産業界からの要望を踏まえ、日中間を始めとする政府間交流の場や知的財産保護官民合同代表団の派遣を通じ、模倣品・海賊版や冒認商標出願といった知財侵害について、インターネット上を含め、その対策強化に向けた要請や協力を実施。  各国の取締機関やインターネット配信事業者などと連携し、海賊版の取締りやオンライン上の侵害コンテンツの削除を推進するとともに、オンライン侵害対策の強化に資する権利者とセキュリティソフト開発会社や検索サービス提供事業者等との連携に向け、必要に応じて支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
				文部科学省	権利者・関係団体からの要望を踏まえ、日中著作権協議・日韓著作権協議を始めとする交渉・協議の場を通じて、著作権侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。平成24年度からは対象国を拡大し、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムとも協議を実施。相手国の対策状況をフォローし、以後の働き掛けに活用。  「一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)」の活動の支援、「国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)」による官民合同ミッションへ参加。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
				総務省	海賊版対策の実効性の強化に向け、関係団体、関係企業等と連携し、ASEANにおける政府機関とのネットワーク強化等を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
				財務省	税関当局間協議等により、侵害発生国での模倣品・海賊版の水際対策強化を要請。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
				外務省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国との協議やワーキンググループなどの場を通じ、関係府省と連携しつつ、模倣品・海賊版等知財侵害対策の強化や正規版の流通拡大に向けた取組の支援を実施。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。		
				農林水産省	侵害発生国における模倣品・海賊版対策を強化するため、官民が一体となった相手国政府への働き掛けや各国関係機関との定期的な情報交換を行うほか、海外現地調査により発見した模倣品等について、日本企業・関係団体等に対し情報提供を実施。	引き続き左記の取組状況を踏まえ適切な施策を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	引き続き、左記の取組を実施。

<p>相手国政府との関係を強化し、海外での取締体制の支援を促進するため、取締機関職員を対象にした真贋判定セミナーや各種研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う。(短期・中期)</p>	財務省	途上国・新興国税関に対し、知的財産侵害物品の水際取締能力の構築を目的とした人材育成を支援するため、技術協力を実施。実施に当たっては、国際機関(世界税関機構等)や産業界との積極的な協力も推進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
	経済産業省	各産業界からの要望や相手国政府からの要請等を踏まえ、侵害発生国の政府機関職員等を対象にした知財保護セミナーや真贋判定セミナーを開催。  侵害発生国の政府機関職員等を日本へ招へいし、日本の政府機関や産業界との意見交換の場を設置。  侵害発生国における模倣品流通の抑止に向けて、当該国政府と日本政府及び日本企業等が協力し、共同事業の実施に向けた意見交換を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
	文部科学省	侵害発生国・地域の取締機関職員等を対象とした日本コンテンツの真贋判定セミナーを実施。  当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するための著作権法制担当者や取締機関職員等を対象としたフォーラムやセミナー、訪日研修を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
	法務省	模倣品・海賊版への対策には刑事罰等による担保が重要であるところ、JICA「ミャンマー法整備支援プロジェクト」を通じて、ミャンマー連邦法務長官府及びミャンマー連邦最高裁判所の司法関係者等を対象とし、知財裁判制度の構築に向けた本邦研修を実施。  日弁連知財センター等と連携し、知財裁判制度設置に向けた現地セミナーを開催するとともに、大学教授、元裁判官等有識者で構成される支援委員会を通じ、知財裁判制度設立に向け継続的に支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
	文部科学省	侵害発生国・地域における著作権保護の強化や違法コンテンツ流通の防止に向け、現地の集中管理団体制度の整備等、著作権法制面での権利執行の強化を支援するための調査、フォーラム及びセミナーを実施する。(短期・中期)	侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み・執行状況・侵害実態等の調査を実施するとともに、当該国・地域の著作権法制担当者や集中管理団体職員等を対象に、集中管理団体制度の整備や強化に資するセミナーや研修を国内外で実施。

<p>海賊版対策を含め著作権制度の環境整備を進めるため、世界知的所有権機関(WIPO)及び二国間協力の枠組みを活用し、著作権集中管理制度整備のための研修やセミナーの実施、著作権セミナーなどの普及・啓発活動を推進する。(短期・中期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>世界知的所有権機関(WIPO)と協働し、アジアの侵害発生国などの政府職員等を対象として、著作権や著作隣接権に関するシンポジウムや研修プログラムを実施。 また、侵害発生国政府と連携し、普及・啓発イベント等を実施するなど、侵害発生国における著作権の普及・啓発活動を支援するとともに、普及・啓発活動を促進するための関係者間のネットワーク・プラットフォームの形成を支援。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p>
<p>海外における我が国企業の模倣品・海賊版対策を支援し、効果的な知的財産権保護を促進するため、現地における知的財産権制度、被害実態等に関する調査を実施する。(短期・中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>我が国企業の海外における知的財産権保護を支援するため、我が国企業の知的財産権の侵害が多く発生しているアジア諸国を中心に、当該国の知財制度及びその運用、法令改正の動向、知的財産を巡る情勢や被害実態などを調査し、最新の情報を模倣対策マニュアルの提供やセミナー開催などを通じて提供。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>
	<p>文部科学省</p>	<p>侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み・執行状況・侵害実態等の調査を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p>
	<p>外務省</p>	<p>在外公館を通じた知財制度の調査を強化するとともに、各種協議などの場を活用して普及・啓発などの取組を相手国側へ働きかけ。</p>	<p>左記の状況を踏まえ、引き続き必要な取組を検討。</p>
<p>関係機関、権利者との連携強化により、模倣品・海賊版の違法な国内流通に対する国内取締りや、小口化・分散化が進む知財侵害物品の水際取締りを一層強化する。(短期・中期)</p>	<p>財務省</p>	<p>権利者との連携強化や、全国の税関における集中取締りの実施などにより知財侵害物品の水際取締りを一層強化。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p>
	<p>警察庁</p>	<p>サイバーパトロールや権利者との連携等によって端緒情報の収集に努め、商標法違反事件及び著作権法違反事件の取締りを推進。 ファイル共有ソフトを使用するといった悪質なインターネット上の著作権侵害事犯の取締りを強化。</p>	<p>引き続き取組を実施。</p>

<p>模倣品・海賊版を容認しない、購入しないという国民の知識と意識の更なる向上のため、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期・中期)</p>	財務省	国民の意識啓発を促進するため、広報活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
	警察庁	<p>警察白書や警察庁ホームページにおいて知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例に関する情報を公表。</p> <p>不正商品対策協議会が主催する「不正商品撲滅キャンペーン」に協力し、知的財産権の保護や不正商品の排除に向けた広報啓発を実施。</p> <p>官民の普及・啓発活動と連携し、ファイル共有ソフトを使用するといった悪質なインターネット上の著作権侵害事犯の抑止のための広報を実施。</p>	引き続き取組を実施。
	経済産業省	知的財産権保護に対する消費者意識の向上を図るため、国内における消費者を対象とした模倣品・海賊版撲滅キャンペーンを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
	文部科学省	一般の国民、都道府県の著作権事務担当者、図書館職員及び教職員を対象として開催する各種講習会・セミナーやホームページを通じて、著作権保護に関する普及・啓発を実施。	引き続き取組を実施。
	農林水産省	模倣品・海賊版に対する国民の知識と容易に購入しないという意識の向上のため、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進。	
	消費者庁	模倣品販売に関する消費者トラブル等について、消費者に対して必要な情報を提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

項目 番号	2016本文 掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
					2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
<b>3-2. アーカイブの利活用の促進</b>								
107	○	関係省庁等連絡 会及び実務者協 議会の開催	<p>アーカイブの利活用の促進 に向けた連携を図るため、デ ジタルアーカイブの連携に関 する関係省庁等連絡会を開 催し、関係府省等間で情報 共有、意見交換を行う。ま た、デジタルアーカイブ推進 に係る実務的課題に対応す るため、関係府省、国立国会 図書館及び主要分野のアグ リゲーター等を含めた実務者 協議会を開催し、デジタル アーカイブ構築に係る課題、 アーカイブの利活用促進に 係る課題、その人材育成 等の共有及び取組推進策の 検討を行う。(短期)</p>	<p>内閣府</p> <p>国立国会図書館</p> <p>文部科学省</p> <p>総務省</p> <p>経済産業省</p>	<p>デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等 連絡会及び実務者協議会を開催し、アーカイブ の構築及び利活用促進に向けた各種課題を整 理した上で、解決策等について検討。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続 き実施。</p>		

108	○	統合ポータル の構築	我が国における分野横断型の統合ポータル構築のため、国立国会図書館サーチと、文化財分野における文化遺産オンラインを始めとする各分野のアグリゲーターが運用している主要アーカイブとの間でメタデータレベルでのアーカイブ連携を進める。文化財分野については、国立国会図書館サーチと文化遺産オンラインとの早期のアーカイブ連携の実現に向けて、2016年度中に、一部のメタデータの連携検討等、連携強化に必要なシステム整備のための取組を開始する。他分野についてはアーカイブ連携のための課題抽出等を継続し、国立国会図書館サーチとの連携に向けて、アグリゲーターの先行事例となる特定の分野又は地方におけるポータルサイトの整備のための取組を進める。(短期・中期)	国立国会図書館	関係省庁等連絡会及び実務者協議会で調整を行い、国立国会図書館サーチと文化遺産オンラインとの連携に向けて、文部科学省と協力し、一部のメタデータの連携実験を行い、システム改修について検討。  国立国会図書館サーチと他分野のアーカイブとの連携については、連携のための課題抽出を継続実施するとともに、具体的な連携の対応策を検討。その際、統合ポータルとしての国立国会図書館サーチの機能拡張についても検討。	国立国会図書館サーチと文化財分野との連携においては、文化遺産オンラインとの連携に向けたシステム整備に関する取組を実施。他分野のアーカイブとの連携については、連携に係る課題と対応策を整理した上で、実施可能なものから取り組むとともに、統合ポータルとしての国立国会図書館サーチの機能拡張のためのシステム整備にも着手。	左記の実施状況を踏まえ、国立国会図書館サーチと各分野のアーカイブとの連携が可能などからシステム整備を実施。連携が困難なところは継続して連携に係る課題と対応策を検討し、必要な取組を実施。
				文部科学省	文化財分野については、デジタルアーカイブに関する関係省庁等連絡会及び実務者協議会を通じ、国立国会図書館サーチとアーカイブ連携の実現に向けて具体的な連携方策について検討。	文化財分野については、デジタルアーカイブに関する関係省庁等連絡会及び実務者協議会を通じ、国立国会図書館サーチとアーカイブ連携の実現に向けて具体的な連携方策について検討。	
				総務省	放送番組センター及びNHKと連携をとりながら、放送コンテンツ分野のアーカイブと国立国会図書館サーチを含む他のアーカイブとの連携について、連携のための課題抽出などについて検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
109	○	利活用の推進 のための連携	デジタルアーカイブ間の連携の意義を周知するため、関係省庁等連絡会や実務者協議会等を通じ、集約・共有されたコンテンツ及びメタデータの利活用事例や連携の効果を示す事例の収集及び共有を図るとともに、利活用推進のための具体的課題、対応策を検討し、必要な措置を講ずる。(短期)	国立国会図書館	関係省庁等連絡会及び実務者協議会において、メタデータ等の利活用事例や連携の効果を示す事例の収集・共有化を行い、アーカイブの利活用推進のための具体的課題、対応策を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
				内閣府			
				関係府省			

110	○	地方におけるアーカイブ連携の促進	自治体が保有する情報を蓄積する公共クラウドやふるさとデジタル図書館等の取組を通じ、地方ゆかりの文化情報等のコンテンツの収集や利活用を促進する。(短期・中期)	総務省	公共クラウドやふるさとデジタル図書館における登録情報の充実や更新の促進に取り組むとともに、利活用を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			地方におけるアーカイブの構築と連携促進のため、実務者協議会等を通じ、地方における各機関の協力や連携の在り方を検討する。(短期・中期)	国立国会図書館	実務者協議会において、地方のアーカイブ連携に関する課題を整理した上で各機関の協力や連携の在り方を検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を整理し、連携の実現に向けた関係各所への働きかけを実施。必要に応じて課題等の検討を継続実施。	左記の検討・取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				内閣府			
関係府省							
111	○	分野ごとのアグリゲーターによる取組	書籍等分野については国立国会図書館、放送コンテンツについては放送番組センター(日本放送協会(NHK)と民放局両方のコンテンツを取り扱う)及びNHK(NHKのコンテンツを取り扱う)、映画、ゲーム、アニメーション等のメディア芸術分野や文化財については中核的なアーカイブ拠点がないため当面の間文化庁において、収集対象の選定やメタデータ形式の標準化等のアーカイブ構築の方針の策定等、分野内のアーカイブ機関における収蔵資料のデジタル化への協力、メタデータの集約化を行う。(短期・中期)	国立国会図書館	書籍等分野において、国立国会図書館サーチの連携拡張に係る実施計画に基づき、各図書館等のデジタルアーカイブとの連携強化を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
			文部科学省	メディア芸術データベース、文化遺産オンラインにおいて、既に運用されているメタデータ形式に基づき、デジタル化の推進、データの集約等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
			総務省	放送番組センター及びNHKと連携をとりながら、放送コンテンツ分野のアーカイブのデジタル化について、必要な検討を実施。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

112	○	書籍等分野	コンテンツの拡充に向けて、公共・大学図書館等の所蔵資料のデジタル化を促進するため、アーカイブ構築の手順等についての研修等を行う。(短期)	国立国会図書館	資料デジタル化に関する研修を実施。また、ホームページでの情報提供のほか、文部科学省等と協力し、アーカイブ構築等に関する情報の共有を推進。	引き続き、左記の取組を実施。		
				文部科学省	国立国会図書館と協力し、資料のデジタル化に関する研修を実施。また、図書館業務に関するその他研修を利用した情報提供の実施。			
			統合ポータルとの連携強化のため、公共・大学図書館等に対し、デジタル化した資料へのメタデータ付与や外部連携インターフェース(API)を付した形での公開を支援するための助言等を行うとともに、所蔵資料のデジタル化及びアーカイブ連携のための取組を促進するため、必要な情報の周知を図る。(短期)	国立国会図書館	公共・大学図書館等に対して国立国会図書館サーチとの連携に必要な技術的な情報をホームページ等を通じて提供。また、文部科学省等と協力し、デジタル化等に関する情報を周知。	引き続き、左記の取組を実施。		
				文部科学省	国立国会図書館と協力し、各種会議・研修等の場で資料のデジタル化に関する情報周知を実施。			
		国立国会図書館所蔵資料のデジタル化に引き続き取り組むとともに、デジタル化データの利活用の促進に向けた取組を強化する。(短期)	国立国会図書館	所蔵資料のデジタル化を継続実施。また、デジタル化データを活用した検索機能の拡張やデジタル化データの復刻・翻刻等の利用の促進に向けた取組を推進。	引き続き、左記の取組を実施。			
113	○	文化財分野	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、文化財情報を海外に発信するため、日本遺産を構成する文化資源や国宝・重要文化財以外の地域の文化資源に関するデータの集約、画像掲載率の向上、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。(短期)	文部科学省	文化遺産オンラインの画像掲載率の向上を図るため、画像の収集を進めるとともに、国指定文化財の英訳を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
			全国の博物館・美術館等において文化財等のデジタルアーカイブ化とそのデータの利活用が促進されるよう、国におけるこれまでの取組を踏まえて、地方の博物館・美術館等に対して必要な情報の周知を図る。また、各館における紙媒体の収蔵品目録のデータベース化等、デジタルアーカイブ化と利活用促進のための具体策を検討し、その推進を図る。(短期)	文部科学省	全国博物館長会議等において、文化遺産オンラインについての情報提供を実施し、オンラインへの登録・画像の提供等を依頼。 また、デジタルアーカイブ化と利活用促進の具体策については、デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会及び実務者協議会における検討に協力し、検討結果に応じて必要な推進方策を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

114	○	メディア芸術等分野	マンガ、アニメーション、ゲーム、メディアアート分野について構築した「メディア芸術データベース」の利活用を促進するため、適切な維持管理を行うとともに、民間と連携したデータベースへの新たな情報収集と登録促進、メディア芸術データベースガイドライン(手引書)における取組事例の紹介を継続する。さらに、メディア芸術データベースの利用実態調査結果を含め、改善点等を検討するとともに、外部との連携を可能とするためのシステム改修等、更なる内容の充実化とその利活用促進を図る。(短期)	文部科学省	メディア芸術作品を保存・活用するために必要となる「メディア芸術データベース」の運用を行う。継続して、各関係団体の協力を得、メディア芸術作品等の情報収集・登録を行う。また、「メディア芸術データベース」の利用実態等を調査し、システムを改修。  「メディア芸術デジタルアーカイブ事業」の成果を踏まえて制作した、「メディア芸術データベースガイドライン(手引書)」の公開により、メディア芸術作品の収集・収蔵を目指す所蔵・研究機関などの作品の目録作成等に寄与。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
			東京国立近代美術館フィルムセンターにおいて、映画フィルムの収集や保存のためのデジタル化を引き続き実施する。(短期)	文部科学省	映画フィルムを長期にわたって安全に保全するとともに、運用面での利便性を考慮するために、著作権等の処理が必要でない作品、著作権者の承諾を得た作品に限り、テレシネ等によるデジタルマスターの作成を行うほか、劣化や損傷が見られる映画フィルムについてデジタル技術を活用した復元を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
			民間主体でのアーカイブ構築を促進するため、デザイン等のモデル分野における中核拠点の形成を支援する。(短期)	文部科学省	デザイン等のモデル分野における中核拠点の形成を支援し、当該分野のネットワーク化を推進することにより、分野全体のアーカイブの構築・運営や共同利用の促進等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
			メディア芸術分野のアーカイブ整備を進めるため、これまでに整備した作品情報や所蔵情報等の成果を踏まえ、アーカイブ充実に向けた今後の取組、映画フィルムやゲームといった資料滅失等が課題となっている分野に関する取組を加速化させる。映画フィルムについては、映像の超高解像度化の進展等を踏まえつつ保存の在り方を検討する。(短期・中期)	文部科学省	「メディア芸術デジタルアーカイブ事業」により整備した作品情報や所蔵情報等の成果を踏まえ、今後の「メディア芸術データベース」の利活用について検討を行うとともに、映画におけるデジタル保存等についての調査研究を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	

115	○	放送コンテンツ分野	放送コンテンツ分野のアーカイブの利活用を促進するため、放送コンテンツの学校における教育目的や遠隔地での放送コンテンツの利用に関する取組を引き続き実施する。(短期)	総務省	放送番組センター及びNHKによる利活用の状況を把握し、必要に応じて適切な対応を検討。		
116	○	メタデータオープン化の課題と対応策の検討	実務者協議会等において、統合ポータルとの連携によって集約されるメタデータのオープン化の促進に向けた課題の整理と対応策の検討、サムネイル/プレビューの取扱いの検討、デジタルコンテンツの拡充とその利用条件の表示促進の検討を行い、メタデータ及びコンテンツの流通促進を図る。(短期・中期)	国立国会図書館	関係省庁等連絡会及び実務者協議会において、メタデータのオープン化の促進、サムネイル/プレビューの流通促進、デジタルコンテンツの拡充とその利用条件表示の促進に向けた課題及び対応策について検討。	左記での検討を踏まえ、メタデータのオープン化、サムネイル/プレビューの制度整備及びデジタルコンテンツの利用条件表示の促進に向けた取組を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				内閣府			
				関係府省			
117	○	集約されたメタデータの利活用の促進	統合ポータルからデータセットを抽出する機能の普及等の環境整備を進めるとともに、統合ポータルで集約されたメタデータを活用した目的別ポータルの構築や利活用事例の共有に向けた取組を行う。(短期・中期)	国立国会図書館	国立国会図書館サーチのデータセットを抽出する機能等の整備を進め、その普及を図る。また、実務者協議会において収集するメタデータ等の利活用事例を参考に、目的別ポータル構築に有効な手段について検討。	メタデータ等の利活用事例の共有化のための取組を行う。また、左記の検討状況を踏まえ、目的別ポータルの構築を促進するための取組にも着手する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				内閣府			
				関係府省			

118			美術館等が所蔵する著作物に関し、解説・紹介のために当該著作物のデジタルデータの利用を可能とすることについて具体的な制度の検討を行い、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省	美術館等が所蔵する著作物に関し、解説・紹介のために当該著作物のデジタルデータの利用を可能とすることについて具体的な制度について検討。	左記の検討を踏まえ、必要な措置を実施。			
再掲	○	アーカイブの構築と利活用の促進のための著作権制度の整備	権利者不明著作物等の利用を円滑化するため、著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託について、一定の場合に後払いを可能とすること等の見直しについて内容を検討し、次期通常国会への法案提出を視野に、必要な措置を講ずる。また、利用者による権利者探索コスト低減のための民間団体の取組に対する支援の在り方について2016年度中に検討を行い、必要な措置を講ずる。(短期・中期)	文部科学省		3に記載			
再掲			権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの整備を官民が連携して分野ごとに進めていく。(短期・中期)	文部科学省		4に記載			
				経済産業省		4に記載			
119	○	利活用の促進のための周辺環境の整備	デジタルコンテンツの利活用を促進するため、実務者協議会等と連携しつつ、国際標準化機関(ISO)における技術委員会TC46の国内委員会におけるデジタルコンテンツの二次利用を促進するための権利表示の国際標準化に対する取組等を推進する。(短期・中期)	経済産業省	デジタルコンテンツ二次利用を促進するための権利表示に関する国際標準原案を開発し、ISO/TC46に対して、当該標準原案の国際標準化提案を実施。	デジタルコンテンツ二次利用を促進するための権利表示に関する国際標準案について、ISO/TC46における審議を推進。	左記標準文書を国際規格として制定。	左記活動を踏まえ、必要な取組を検討。	
120			アーカイブの利活用に係る利用条件の明確化、利活用に係る相談・権利処理窓口機能の整備、利活用促進に資する実証的な取組等を促進する。(短期・中期)	経済産業省	日本コンテンツを分野横断的かつ国際的に紹介するJAPACONを活用し、データベースや管理システムに関する民間の取組に対し必要に応じて助言や情報提供を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。			
				文部科学省	美術館、博物館等の収蔵品の画像データに係る権利処理に関し、アーカイブの利活用に係る利用条件の明確化及び利活用に係る相談・権利処理窓口機能の整備を促進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			

121	○	アーカイブ関連人材の育成	<p>これまでのアーカイブの構築を通じて得られたノウハウや成果を活用しつつ、アーカイブの構築をけん引する人材や利活用をサポートする人材の育成を支援するため、美術館・博物館、大学・研究機関、民間施設の関係者に対し、アーカイブの必要性やアーカイブ人材の重要性の認識を広めるためのシンポジウム、研修開催等の取組を実施する。(短期・中期)</p>	<p>国立国会図書館</p> <p>資料デジタル化研修及びデジタル化等に関する情報提供の実施に加え、デジタルアーカイブの必要性・重要性を広く周知するためのイベントを開催。</p>	<p>引き続き、左記の取組を実施。</p>
			<p>文部科学省</p> <p>美術館・博物館、大学・研究機関、民間施設の関係者に対し、アーカイブの取組を広めるためのシンポジウムを開催。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>	
			<p>総務省</p> <p>デジタルアーカイブの連携を検討する機関に対する専門家の派遣を始めとする支援など、デジタルアーカイブ化の促進及び各アーカイブ間の連携実現に向け、各機関の職員の能力開発に資する取組を実施。</p>	<p>引き続き、左記の取組を実施。</p>	
			<p>文部科学省</p> <p>デジタルアーカイブに関連する大学における司書や学芸員の養成課程等において、省令改正により、2012年度からデジタルアーカイブ関係の内容を含む科目が新設されたことを踏まえ、デジタルアーカイブに関する専門的知識を有する人材の育成がより充実されるよう促していく。(短期・中期)</p>	<p>新カリキュラムに基づき実施される司書・学芸員資格養成課程等について、各大学等機関において適切に実施されるよう、必要な支援を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>
122		アーカイブに関する基盤技術の開発等	<p>アーカイブ間の連携を実現する分野横断的検索システム等のアーカイブを効果的に利用可能とする技術や、アーカイブの記録・保存に係る技術等、アーカイブを支える基盤的な技術の研究開発を促進する。また、各アーカイブ機関における、アーカイブ間連携に向けたデータの整備や他のウェブサイトやアプリケーション等からアクセス可能にする外部向けインターフェースの共通化と公開等の取組促進のための環境整備を進める。(短期・中期)</p>	<p>総務省</p> <p>デジタルアーカイブに関するガイドラインの普及啓発やデジタルアーカイブの連携を検討する機関に対する専門家の派遣等のデジタルアーカイブ化の促進及び各アーカイブ間の連携実現に向けた取組を実施。</p>	<p>引き続き、左記の取組を実施。</p>
			<p>文部科学省</p> <p>アーカイブの記録・保存技術や分野横断的検索技術などデジタルアーカイブを支える基盤的な技術の研究開発を促進。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>	
			<p>経済産業省</p> <p>複数のアーカイブの連携や分野横断的なアーカイブの検索技術として複数アーカイブを高速かつ効率良く検索する技術の研究開発を促進。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>	

項目番号	2016本文掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
					2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
<b>4-1. 知財紛争処理システムの機能強化</b>								
123	○	適切かつ公平な証拠収集手続の実現	<p>訴え提起後の証拠収集手続に関して、現行の書類提出命令を発令しやすくするよう、具体的態様の明示義務が十分に履行されなかった場合に同命令が発令されやすくする方策や同命令と秘密保持命令を組み合わせて発令できるようにすることや、中立的な第三者が被疑侵害者に対して査察を行う制度(提訴後査察)について、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、具体的に検討を進め、2016年度中に法制度の在り方に関する一定の結論を得る。(短期)</p>	経済産業省	産業界や有識者を交えた審議会等において、具体的に検討を進め、法制度の在り方に関する一定の結論を得る。	左記について、必要に応じて引き続き検討するとともに、検討結果に応じ、適切な措置を実施。		
			<p>訴え提起前の証拠収集手続に関して、現行制度の利用例の共有等を進めるとともに、現行制度が活用されていない要因の分析及びその具体的改善策の可能性について検討する。(短期・中期)</p>	経済産業省	産業界や有識者を交えた審議会等において、現行制度が活用されていない要因の分析及びその具体的改善策の可能性について検討。	引き続き、左記について検討するとともに、検討結果に応じ、必要に応じ適切な措置を実施。		

124	○	ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現	<p>現行特許法第102条第3項に関して、通常の実施料相当額を上回る損害額の算定がより容易にできるようにするための考慮要素の明確化について、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、具体的に検討を進め、2016年度中に法制度の在り方に関する一定の結論を得る。(短期)</p>	経済産業省	<p>産業界や有識者を交えた審議会等において、具体的に検討を進め、法制度の在り方に関する一定の結論を得る。</p>	<p>左記について、必要に応じて引き続き検討するとともに、検討結果に応じ、適切な措置を実施。</p>	
			<p>最低保障額としての通常の実施料相当額の認定の基礎として活用できるようにするため、通常の実施料のデータベース等の作成について、その可否も含めて具体的に検討を進める。(短期・中期)</p>	経済産業省	<p>通常の実施料相当額の認定の基礎となる資料について、事案の多様性等による実態反映の困難さ等の課題を踏まえつつ、その作成の可否も含めて検討。</p>	<p>左記の検討結果を踏まえ、必要な取組を実施。</p>	
			関係府省				
			<p>権利者が実態に基づき弁護士費用等を請求する際の基礎として活用できるようにするため、知財訴訟に必要な費用のデータベース等の作成について、その可否も含めて具体的に検討を進める。(短期・中期)</p>	内閣府	<p>知財訴訟に必要な費用に関する実態把握を行い、データベース等の作成に必要な基礎資料を取りまとめ。</p>	<p>左記の取組を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。</p>	
			関係府省				

125	○	権利付与から紛争処理プロセスを通じての権利の安定性の向上	<p>専門官庁によるレビュー機会の拡大としての侵害訴訟における特許庁に対する求意見制度や権利の逐次安定化を図るための特許庁における有効性確認手続、侵害訴訟における訂正審判請求等を要件としない訂正の再抗弁について、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、具体的に検討を進め、2016年度中に法制度の在り方に関する一定の結論を得る。(短期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>産業界や有識者を交えた審議会等において、具体的に検討を進め、法制度の在り方に関する一定の結論を得る。</p>	<p>左記について、必要に応じて引き続き検討するとともに、検討結果に応じ、適切な措置を実施。</p>	
			<p>侵害訴訟における技術的専門性を更に高める観点から、公平性、中立性、透明性等の課題を解消した上で、裁判所における更なる技術的専門性の向上や裁判所と特許庁との連携強化に取り組む。(短期・中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>裁判所における更なる技術的専門性の向上や裁判所と特許庁との連携強化に向けた取組を実施。</p>	<p>引き続き、左記の取組を継続的に実施。</p>	
			<p>侵害訴訟等において権利の有効性が推定されることを確信的に規定するための明らか要件の導入の是非及び訂正審判等の要件緩和等の是非等について、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、具体的に検討を進め、2016年度中に法制度の在り方に関する一定の結論を得る。(短期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>産業界や有識者を交えた審議会等において、具体的に検討を進め、法制度の在り方に関する一定の結論を得る。</p>	<p>左記について、必要に応じて引き続き検討するとともに、検討結果に応じ、適切な措置を実施。</p>	
			<p>安定した質の高い特許を増やしていく観点から、弁理士や出願人といった特許の出願側に一層の対応を促すとともに、特許庁における審査品質向上のためのこれまでの取組を更に進める。(短期・中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>弁理士側の一層の対応として、日本弁理士会における必要な施策(明細書作成に関する研修の充実や中小企業等に対する費用助成の要件緩和等)の検討を促す。 出願人とのコミュニケーションの機会を利用して、安定した質の高い特許取得への一層の対応を促す。 特許要件や記載要件等の判断を統一するための審査官協議等、審査品質向上のためのこれまでの取組を更に推進。</p>	<p>左記の検討結果に基づき、日本弁理士会における施策の実施を促す。 出願人に対しては、左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。 審査品質向上のための左記の取組を継続的に実施。</p>	<p>左記の取組状況を踏まえ、日本弁理士会において必要な措置を検討・導入しつつ、継続的に実施。 出願人に対しては、左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。 審査品質向上のための左記の取組を継続的に実施。</p>

126	○	知財紛争処理システムの一層の機能強化に向けた更なる検討	知財紛争処理システムの一層の機能強化に向けた上記以外の方策について、知的財産を取り巻く国内外の状況の変化を勘案し、引き続き検討する。(短期・中期)	内閣府 関係府省	知財紛争処理システムの一層の機能強化に向け、経済産業省における検討状況も踏まえ、総合的に検討。	左記の検討状況及び国内外の状況の変化を勘案し、知財紛争処理システムの更なる機能強化に向けた検討と、必要に応じ適切な措置を実施。
再掲	○	中小企業等支援	中小企業が知財紛争に要する費用の問題に対応するため、中小企業が利用可能な知財分野を含む訴訟費用保険の一層の整備に向けた民間の取組の普及や支援について具体的に検討を進める。(短期)	経済産業省		70に記載
			中小企業の知財紛争に係る人的リソースに関する問題に対応するため、よろず支援拠点において、相談員に対してアドバイス等を行うために全国本部に設置しているサポートチームに弁護士等を加え、各拠点の相談員が行う知財紛争に関する相談対応をバックアップする体制を整備する。(短期・中期)	経済産業省		70に記載
			地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制の充実を図る。(短期・中期)	法務省		70に記載
				経済産業省		70に記載

127	○	裁判外紛争解決 手続(ADR)の拡 充・活性化	知財紛争を含む紛争の当事 者がその解決を図るのにふ さわしい紛争解決手続を容 易に選択できるよう、裁判外 の紛争解決手続(ADR)の拡 充及び活性化を図るため、知 財紛争のADRを取り扱う者 からの認証ADR(愛称:かい けつサポート)に関する相談 を通じて認証申請を促すと ともに、適正な審査による認証 を行うことにより、認証ADR 実施者の拡充を図り、また、 認証ADR実施者に関する情 報をより広く周知し、認証AD Rの利用の活性化を図る。 (短期・中期)	法務省	認証申請を検討している者からの相談に適切 に応じることを通じて、知財紛争のADRを取り 扱う者からの認証申請を促すとともに、認証A DR実施者の増加を図るべく、適正な審査によ る認証を実施。  また、認証ADRの利用の活性化を図るため、 インターネット広告等を活用した周知を実施。	引き続き、左記の取組を実施。
128	○	知財関係法令の 海外発信及び他 国における紛争 処理の状況の調 査	我が国の知財関係等の法令 の透明性を高め、我が国の 企業が知財を武器に国際的 な事業活動を円滑に行える ビジネス環境を整備するた め、我が国の知財関係等の 法令の高品質な英訳を迅速 に作成し、海外発信する。 (短期・中期)  知財紛争がグローバル化し ていることを踏まえ、裁判所・ 特許庁における解決、裁判 外紛争解決、当事者間の和 解等の知財紛争処理システ ム全体について、他国にお ける制度・実態等の調査を行 い、広く発信する。(短期・中 期)	法務省	日本の知財関係法令を始めとする日本法令 の高品質な英訳を迅速に作成して公開すると ともに、その公開までの期間を短縮すべく、必 要な措置を可能なものから順次実施。	引き続き、左記の取組を実施。
				法務省	特許権侵害訴訟やADRを始めとする知財関 係紛争処理システム全体を対象に、諸外国 (2016年はオランダを予定)の知財事件担当 裁判所やそこでの知財訴訟制度を中心に、我 が国の法体系の異同等を踏まえた所要の 調査を実施し、公表。	引き続き、左記の取組を実施。

項目番号	2016本文掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期	
					2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
<b>4-2. 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化</b>								
129	○	特許審査の迅速化と質の向上	世界最速・最高品質の審査を実現し、その審査結果を国内外へ早期発信し、世界をリードするために、審査請求から特許の「権利化までの審査期間」(標準審査期間)と「一次審査通知までの期間」を、2023年度までに、それぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内にするるとともに、特許審査の質の維持・向上を図り、「強く・広く・役に立つ特許権」を付与するため、審査官の確保等の特許審査体制の更なる整備・強化を行う。(短期・中期)	経済産業省	審査請求から特許の「権利化までの審査期間」(標準審査期間)について平均16か月を切り、「一次審査通知までの期間」について平均11か月を切るとともに、特許審査の質の維持・向上を図り、「強く・広く・役に立つ特許権」を付与することにより、質の高い審査結果を国内外へ早期に発信し、世界をリードするため、審査官の確保等の特許審査体制の更なる整備・強化を実施。	審査請求から特許の「権利化までの審査期間」(標準審査期間)と「一次審査通知までの期間」を、2023年度までに、それぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内にする目標に向けて審査の迅速化を進めるとともに、特許審査の質の維持・向上を図り、「強く・広く・役に立つ特許権」を付与することにより、質の高い審査結果を国内外へ早期に発信し、世界をリードするため、審査官の確保等の特許審査体制の更なる整備・強化を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	
130		特許・意匠・商標の品質管理	審査品質管理小委員会による改善提言を踏まえた、「審査の品質管理に関するマニュアル(品質マニュアル)」の改訂、適時・適切な品質監査の充実、特許審査の質についてのユーザー満足度調査の拡充等の品質管理の体制整備を通じて、一層質の高い審査結果を国内外に発信する。意匠・商標も特許と同様の施策を実施する。(短期・中期)	経済産業省	品質管理の体制整備を実施するとともに、適時に実施する品質監査のシステムの開発に関して、必要な措置を実施。(特許・意匠・商標共通事項)	引き続き、左記品質管理の体制整備を実施するとともに、我が国特許庁が行っている審査の質の維持・向上に関する取組を国内外に積極的に発信。(特許・意匠・商標共通事項)		

131	○	事業戦略に対応するタイムリーな権利保護	戦略的な知財マネジメントの実践に向けて事業において活用される知的財産権のタイムリーな取得を支援するため、特許、意匠、商標に関する出願を一括して審査・権利化する「事業戦略対応まとめ審査」の更なる周知と利用の促進を図る。(短期・中期)	経済産業省	全国で開催される実務者向け制度説明会や業界団体・企業との意見交換の機会等を利用して、事業戦略対応まとめ審査の更なる周知と利用の促進を図る。	引き続き、左記の取組の実施。	
132	○	改訂審査基準の周知	2015年の全面改訂後、請求項中に用途限定のある食品の発明が特許として認められるように更に改訂された特許審査基準について、国内外のユーザーに広く周知する。(短期)	経済産業省	昨年全面改訂され、また、新たに食品の用途発明が認められるように改訂された特許審査基準及びその英訳について、全国で開催される実務者説明会、業界団体向け広報媒体、外国の知財関連団体との意見交換会等を通じて、国内外のユーザーに広く周知。	引き続き、特許審査基準を国内外のユーザーに広く周知。	
133	○	新たな職務発明制度の周知	新たな職務発明制度について、昨年の法改正に基づき策定されたガイドラインを広く企業・従業者等に周知するとともに、企業等における職務発明に関する契約・勤務規則等の整備を支援する取組を進める。(短期・中期)	経済産業省	新たな職務発明制度について、説明会等を通じて、策定されたガイドラインを広く企業・従業者等に周知するとともに、知財総合支援窓口等を通じて、企業等における職務発明の社内規程等の整備を支援。	引き続き、左記の取組の実施。	
134	○	意匠制度・運用の見直しの検討	我が国ユーザーによる意匠制度の利用促進を図るため、利便性を向上させるべく、必要書類の電子的交換を可能とするデジタルアクセスサービスへの対応の検討を進める一方、例えば、図面提出の一部省略など、手続の簡素化等に向けた検討を行う。(短期)	経済産業省	意匠分野へのデジタルアクセスサービスの導入や、手続の簡素化等について、意匠五庁会合及びWIPO関連会合等の場において国際的な動向を見極めるとともに、課題の洗い出しを行い、対応の方向性を取りまとめ。		

135	○	意匠分類の整備	意匠の国際分類を定めるロカルノ協定を適切に運用しつつ、国際意匠分類を細分化した分類について、分類付与のための定義を作成する。(短期・中期)	経済産業省	我が国ユーザーの意見や審査官の意見を踏まえ、国際意匠分類に日本意匠分類を整理統合した分類案を引き続き作成するとともに定義案を作成。	我が国ユーザーの意見や審査官の意見を踏まえ、国際意匠分類に日本意匠分類を整理統合した分類及び定義を作成(初版完成)。	前年度に完成した定義を、出願動向を考慮しながら見直し、改訂。	
			我が国ユーザーによる中国意匠公報等の調査効率を向上させるため、国際意匠分類を細分化した分類の中国意匠公報等への付与について引き続き検討する。(短期)	経済産業省	上記分類の作成状況を踏まえ、中国意匠公報等への当該分類の付与について引き続き検討。			
136	○	商標審査基準の改訂	社会情勢等の変化に対応し、商標審査の予見可能性を向上させるとともに、ユーザーにとって明確かつ分かりやすい内容とする目的で改訂された改訂商標審査基準を英訳し、海外ユーザーへの周知を図る。(短期・中期)	経済産業省	ユーザーの要望・意見に基づいた前年度の商標審査基準の検討・改訂結果も踏まえ、引き続きその他の項目の改訂作業を進め、商標審査基準を改訂。  また、改訂された商標審査基準については英訳して公表し、海外ユーザーへの周知を図る。	商標審査基準の改訂の結果も踏まえ、商標審査便覧及び審査上の取決めを整理。	新しいタイプの商標の審査内容についての実態分析を行い、商標審査基準等の改訂を視野に入れて検討。	左記の検討結果を踏まえ、商標審査基準等を改訂。  また、商標審査基準が改訂された場合、英訳して公表し、海外ユーザーへの周知を図る。
137	○	新興国等への我が国知財システムの普及と浸透	TPP協定などを契機に一層グローバル化する我が国企業の活動を支援するため、我が国の審査官を始めとする知財人材の新興国等への派遣、新興国等からの知財人材の受入れ、他国への審査協力等を通じて、審査基準・審査実務・知財人材育成方法などの我が国の知財システムの普及と浸透を図る。(短期・中期)	経済産業省	TPP協定などを契機に一層グローバル化する我が国企業の活動を支援するため、新興国の発展段階やニーズに合わせて、知財人材育成プログラムの提供、短期・中長期の審査官・審判官派遣及び受入、審査結果・審査基準の発信強化等、特許・意匠・商標を含めた審査・審判に関するオーダーメードな連携・協力を強化し、我が国の知財システムの普及と浸透を図る。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		

138	○	新興国等における司法の知財人材の育成支援	新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する。(短期・中期)	法務省	インドネシア法務人権省法規総局幹部を招へいた共同研究を実施するほか、JICA「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」を通じて、インドネシア最高裁判所、同省を対象とした本邦研修を実施。同プロジェクトの進展状況を踏まえ、関係機関と連携しつつ必要な支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
				経済産業省	JICA「ミャンマー法整備支援プロジェクト」において、大学教授、元裁判官等で構成する支援委員会を軸に、日弁連知財センターなどとも連携し、知的財産裁判制度設立に向けた支援(人材育成を含む。)を実施。	
				外務省	新興国等の司法関係者等に対し、知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援し強化する目的で研修を実施。	
				外務省	JICAにおいて、途上国における知的財産の保護・活用のための包括的な知的財産行政の円滑な運営及び執行(司法手続の確立含む。)に資するため、人材育成を中心に技術協力を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
139	○	特許審査ハイウェイの拡充	海外展開を図る我が国企業が各国で早期に特許権を取得可能とするため、ユーザーニーズを踏まえ、引き続き、特許審査ハイウェイの各知財庁における運用の明確化に向けた海外知財庁との協力を進めるとともに、特許審査ハイウェイの拡大を図る。(短期・中期)	経済産業省	ユーザーニーズを踏まえて、二国間及び多国間交渉の場を通じて、特許審査ハイウェイ(PPH)の各知財庁における運用の明確化に向けた海外知財庁との協力を進めるとともに、二国間のPPH及び多国間のPPHへの参加を促し、PPHの拡充を図る。	引き続き、左記の取組の実施。
140	○	特許審査における海外知財庁との連携の推進	2015年度開始された日米協働調査試行プログラム(2年間)について、着実に運用するとともに、更なる枠組みの改善策について米国特許商標庁との調整を進める。(短期・中期)	経済産業省	2015年8月から開始された日米協働調査試行プログラム(2年間)について、着実に運用するとともに、更なる枠組みの改善策について米国特許商標庁と調整。	引き続き、左記の取組を実施するとともに、試行プログラムの評価を行い、協働調査のあり方について検討。

141	○	国際調査における海外知財庁との連携の推進	特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の国際調査において、各庁審査官が協働して審査を行う枠組みについて、海外知財庁と協力して検討を進める。(短期・中期)	経済産業省	多国間交渉の場を通じて、特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の国際調査において、各庁審査官が協働して審査を行う枠組みについて、海外知財庁と協力して検討。	引き続き、左記の取組の実施。	
142	○	我が国の商標制度の発信	我が国企業のグローバルなブランド戦略を支援するため、新しいタイプの商標に関する制度の導入を予定している国に対して、国別の受入研修や意見交換等の機会を通じて我が国における制度導入の経験を共有する。(短期)	経済産業省	TPP協定締約国等新しいタイプの商標に関する制度の導入を予定している国に対して、受入研修や派遣研修といった各種の研修を実施し、また様々な意見交換の場等を利用して、我が国の新しいタイプの商標の保護制度導入時における課題やその解決方法等について共有を図る。	引き続き、左記の取組の実施。	
143	○	通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化	TPP協定の実施のために必要な知財制度の整備を行うとともに、今後の自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)等の二国間・多国間協定交渉において、知的財産の保護強化、模倣品・海賊版対策を積極的に取り上げ、ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)やTPP協定等の高いレベルの国際協定の規定を規律強化の基礎として有効に活用しつつ、国際的に調和した知財制度の整備と実効的な法執行の確保に努める。(短期・中期)	外務省	TPP協定の実施のために必要な知財制度の整備を行うとともに、今後のFTA/EPAや投資協定等の二国間・多国間協定の交渉を通じて、我が国産業界の要望を踏まえつつ、交渉相手国の知財制度の整備や実効的な法執行の確保等を促し、ACTAやTPP等の規定を基礎とした高い水準の知財保護が達成されるよう、積極的に働き掛け。	引き続き、左記の取組の実施。	
				財務省			
				経済産業省			
				文部科学省			
				総務省			
				法務省			
				農林水産省	ACTAに関し、協定を巡る国際情勢を踏まえつつ、既署名国を中心とした他国に対して、引き続き批准・参加を働きかけ協定の早期発効を目指す。また、二国間の経済協議等において知的財産の保護強化を積極的に取り上げるなど各国のエンフォースメント強化に向けた取組を推進。	相手国の対応状況をフォローし、状況を踏まえつつ、継続的な働きかけを実施。	

144	○	特許情報発信の強化	海外も含めた特許情報へのアクセスに関するユーザーの負担を軽減するため、特許情報プラットフォームから国内・海外の特許出願・審査関連情報を一括して提供可能とするなどのインフラの更なる整備を進める。(短期)	経済産業省	海外も含めた特許情報へのアクセスを改善するために、特許情報プラットフォームから国内・海外の特許出願・審査関連情報を一括して提供可能とするなどのインフラの更なる整備を実施。	前年度に引き続き、海外も含めた特許情報へのアクセスを改善するために、特許情報プラットフォームの更なる整備を実施。	
145	○	特許行政事務の高度化・効率化	産業財産権を取り巻く環境の多様化・複雑化や特許、実用新案、意匠、商標を含む特許行政事務の業務量の増加に適切に対応していくため、人工知能技術を活用した更なる業務の高度化・効率化の可能性を中長期的に検討する。(短期・中期)	経済産業省	特許、実用新案、意匠、商標のそれぞれについて、人工知能技術を活用した業務プロセスの更なる高度化・効率化の可能性の調査、及び実証を行うための研究事業を実施。	2016年度の検討状況を踏まえ、より詳細な検討を行うなど、人工知能を活用した特許行政事務の高度化・効率化の可能性を引き続き検討。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。